

## 1 教育委員会関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①議案第50号 光市学校給食費条例

説 明：清水学校給食センター所長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○西村委員

おはようございます。何点か質問をさせていただきます。

まず、給食費条例の施行に当たって、今の現状の私会計のほうの給食費の、何ていうんですか、収入金額と支出金額の規模というのはどのぐらいになりますか。

それと、その予算に対しての決算の収支の概略というのはどのようになっていますでしょうか、教えていただければと思います。

##### ○清水学校給食センター所長

現状、光市の給食費の会計管理は、光市学校給食会で管理しており、本年度、令和3年度予算における収入、支出は、同額の1億8,000万円弱となっております。

本会計では、給食の食材に係る費用を管理しており、収入は保護者から徴収する給食費と地場産食材活用による助成金等で、支出は全額給食食材の購入に充てております。

以上でございます。

##### ○西村委員

ありがとうございます。先ほど、議案の説明のときにも少々あったんですけども、給食費、中学校で288円が1食当たりというふうな説明があったと思うんですけども、小学校、中学校で、これ年間で1人当たりの生徒が支払う金額というのは、どの程度にこの場合なるんでしょうか、教えてください。

##### ○清水学校給食センター所長

給食費についてのお尋ねでございます。先ほど御説明の中にもありましたが、給食費は、小学生は246円、中学生が288円となっております。

学校、学年ごとに給食の喫食数というのは違いがございますが、平均的には185回程度を喫食されており、小学生で年間約4万6,000円、中学生で約5万3,000円となっております。

以上でございます。

##### ○西村委員

ありがとうございます。ちなみに把握されていれば教えて欲しいんですけども、これは例えば光市と下松、周南、ほかの自治体と比べて、何ていうんですか、高い、安いみたいなので把握されていれば知りたいんですけども、お願いできますか。

○清水学校給食センター所長

給食費につきましては、自治体で様々な額が設定されております。1食当たりの給食費でございますが、周南市は、小学校が1食当たり250円、中学校が290円、下松市が、小学校255円、中学校305円となっております。現状、光市は安価に給食を提供できております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

続いてなんですけれども、この条例が施行された場合、今の私会計のさっきおっしゃったものが全て一般会計に含まれるという認識で間違いないですか。

○清水学校給食センター所長

委員おっしゃられたとおり、4月1日以降の給食費に係る費用は、一般会計の歳入歳出として計上いたします。

○西村委員

ちなみに、その場合の給食費の徴収というのは、今、学校の教員の方が行われていると。この条例が施行された場合、先ほど、市でその徴収の業務を行いますというふうにあったんですけれども、具体的にはどの部署が徴収をすとかというふうなのは決まっておりますでしょうか、お願いいたします。

○清水学校給食センター所長

現在は、各学校において徴収いただき、毎月喫食数分の費用を光市学校給食会に納入いただいております。

この条例が施行された4月以降につきましては、この徴収管理等につきまして、給食センターのほうで実施していくことになります。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

ちょっと質問が少し変わるんですけれども、今年の3月の委員会質問のところで、未収金についてお尋ねをさせていただいたんですけれども、その際、一部未収金がありますと、こういうふうなことで御回答を頂いたんですけれども、具体的な金額というのは幾らになるのでしょうか。

また、給食費の未収金、この未収金部分が公会計化をするに当たって、どのように処理をされるものなのでしょうか、お示してください。

○清水学校給食センター所長

給食費の未収金についてのお尋ねでございます。令和3年4月末において、約17万円となっております。未収金については、継続して収納に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長

清水所長、先ほど、公会計になったときに、それがそのまま移動するのかどうかという御質問もあったかと思っておりますので、お願いいたします。

○清水学校給食センター所長

公会計化後の未収金については、他市の事例等を研究しながら整理をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

すいません、質問を変えます。未収金の部分は、他市の事例を参考にしつつ、引き続き徴収をというふうなことであったかと思えますけれども、その条例が施行された後、一般会計に移った後、学校給食費の未収金というのはどういうふうに対応されますか。同じように、他市の事例を参考にしつつ対応されるという認識ですか。

○清水学校給食センター所長

4月1日以降の未収金につきましては、当然学校給食センターで管理してまいりますので、徴収等も給食センターで実施していくようになります。

以上です。

○西村委員

分かりました。

また少し質問変えるんですけども、給食センターのほうで給食費は徴収を行うというふうなことであるんですけども、3月のときに、新しいシステムをそのために導入しますというふうな話があったかと思えます。

ただ、それを鑑みても、業務量がすごく増えるんじゃないかというふうなことが予想されます。その業務が増えることに対して、給食センターとしてどういった対策を講じるというふうなことは考えていらっしゃるのでしょうか。

○清水学校給食センター所長

当然、これまでなかった業務が発生いたしますことから、既存の業務の整理や見直し、また、外部への発注など財政的な問題も含んでおりますけれども、工夫して実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。16校分ですかね、かなり量が多くなるかとは思いますが、仕組み的にも無理のない仕組みづくりをしていただいで、負担がなるべくかからないように対応していただければと思います。

以上で大丈夫です。

○仲小路委員

今回、条例が定められるわけですが、今までの学校給食会での給食費に関わるそういう決まりというのはあるのでしょうか、条例みたいな規則かそういうものは。

○清水学校給食センター所長

これまで管理しておりました光市学校給食会の規約の中で運営をしておりました。  
以上でございます。

○仲小路委員

その内容は引き継いだような形で、今回、制定されていますでしょうか。

○清水学校給食センター所長

内容といたしましては、市が学校給食費の管理を行う上で必要な事項となっております、これまでの学校給食会の規約等と全く一緒というか、スライドしたようなものではございません。

○仲小路委員

特に今回これをつくるに当たって、考慮された内容というのはありますでしょうか。

○清水学校給食センター所長

この条例の施行の目的でもある教職員の働き方改革というところから、給食費の公会計化の話が始まっておりますことから、極力学校現場での負担が減るような形で運用できたらと考えております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました、ありがとうございます。

それから、施行規則のところの第4条のところの別表の「さらに掲げる区分」というのがありますけども、これは、区分というのは小学校、中学校の話ですか。別表はないんですけど、9ページの第4条の「別表に掲げる」と書いてあるこの別表というのは特につけてはいないですか。

○清水学校給食センター所長

別表は、資料に添付されておりましたが、小学校に在籍する児童及び該当児童と同等の学校給食の提供を受ける者、これが246円、中学校に在籍する生徒及び該当生徒と同様の学校給食の提供を受ける者として288円を規定しております。

○仲小路委員

その内容という、分かりました。ありがとうございました。

○河村委員

規則の中に、別表の左欄とか右欄とかって書いちゃうんじゃないから、別表がなかったらおかしいじゃろう、そう思わん。

○清水学校給食センター所長

申し訳ございません、資料の不足でございます。

○河村委員

学校給食会というの、私の認識と違うちょっとしたら教えて欲しいんですが、学校給食会には事務員はいなかったですよ。全部給食センターのほうで代行しよったんじゃないかなったですかいね。

○清水学校給食センター所長

学校給食センター職員が、その職務を行っておりました。

○河村委員

恐らく今までどおりの業務を継続されるんだというふうに認識をしております。従前は、結構収納について不足があったんですが、ここんところずっと99%を超えるぐらいの収納で、すごいなあと。すごいなあとというのは、学校のほうに過分に負担がかかっているのではないかなというのが、一つの私の懸念でした。

ほかに、従前、今の体育のほうの、何ちゅうんですかね、県大会とかあるいは中国大会とかいくときに、学校のほうで負担をしている金額ちゅうのがあるんですいね。あれ、学校ちゅうのは、余分なお金を何かどこかで抱えちよってんかいなというような、思わせられるようなところがあるんで、しっかりここは整理をしていただきたいなど。

ちゅうのは、このことによって収納率が悪くなったりということが当然予測をされますので、その辺りの対策はしっかり立てていただきたらと思います。

それから、未収金が17万円あるという話だったんですが、学校給食会の要は過年度分といいますか、未収金について時効の取扱いというのは、前はなかったような気がするんですが、今は新しい制度の中で時効になってるんですか。その辺り、ちょっと教えてください。

○清水学校給食センター所長

今、委員おっしゃられたとおり、学校側の徴収については非常に熱心に実施していただいて、未収金は少なくなってきたっており、99%以上の収納率というのもございます。そうはいいまでも、少なからず未収が残っております。

過去の未収金につきましては、通常の時効、通常の債権であれば2年というところで整理しております。

以上です。

○河村委員

ちょっと最後よく分からなかったんですが、2年で時効になるということは、継続ということがありますよね。例えば、小学校1年生の、上がって、ずっと中学校卒業するまであるわけですが、その辺りの取扱いはどういう状況なんですか。中学校を卒業して2年たったら時効になるという解釈なんですか。

○清水学校給食センター所長

原則2年の時効というものを一定の区切りとしておりますけれども、学校で管理、接触できる期間については継続して収納に努めているところです。

卒業された場合に時効の適用をしておるところでございます。

○河村委員

学校給食費そのものは、この条例でいくと、食べて何日というのが収納期限がありますから、その収納期限から2年というんじゃなくて、現実的には中学校卒業してから2年という解釈をするんですか。それとも、小学校1年生のやつは、食べたときから2年経過したところで次々に時効になっていくという話をされるのか、その辺は。

○清水学校給食センター所長

給食を喫食してから2年が基本でございますが、在学中は、継続して未収金回収の事務を実施しております。

○河村委員

しっかり対応していただければええ話でございますが、今まで学校が前面に出て、そういった集金についてやっていただいておったところが、市のほうへそういった集金業務が来ることで、未納という形になりやすくなる、その辺りについてしっかり対応していただきたいのと、それから、先ほど未収金については他市の状況をという話がありました。条例出すときには、その辺りのところは全部整理して、どうするということをきちんと一回で終わらすような形にさせていただくと、今9月ですから、12月の議会までにはしっかりその辺りの対応策というのを示していただきたいということをお願いして終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

## (2) その他

質 疑

○中村委員

おはようございます。2023年度以降に文科省のほうで、休日の部活動なんですけど、活動を段階的に地域に移行していきましようという方針を出されたと思うんですけど、私自身、仕事がちょっと中学校とかから依頼があつて行くことがあるんですけど、私は体育の授業のときに入ることが多いんですけど、今回、部活動のことにちょっと言及してみたいということで、主に休日ということなんですけど、土日のことだと思いますが、その地域の外部指導者の導入ということについての考え方をお聞かせいただければと思います。

○原田学校教育課長

部活動の外部指導者の導入につきましての御質問かと思えます。中学校における部活動の指導を、その学校の教職員以外が指導する仕組みとして、現在、外部指導者というのがございます。今のところ、光市内全ての中学生の部活動においては、40名の外部指導者の方に登録していただいております、実働しているのが現在26名と把握をしているところでございます。

この方々につきましては、ボランティアという形で御協力を頂いており、各学校の管理職と部活動顧問が連携を図りながら、充実した部活動運営に努めているところでございます。

委員御指摘の外部指導者の導入とは、市が委託等をして行う外部の指導者についてのお尋ねであるかと考えられますけれども、現在は市からの委託は行っておらず、各学校が個々にボランティアの外部指導者を依頼しているところでございます。

先ほどもございました国が進めている休日の部活動の段階的な地域移行の動向も踏まえながら、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものになるよう、学校現場の教職員とも協議しながら、地域の方々の協力や社会教育施設、社会教育関係団体等の各種団体との連携を図りつつ、持続可能な運営体制が整えられるよう検討してまいりたいと、現在考えているところでございます。

○中村委員

ありがとうございます。先生たちの働き方改革などでそういう方針が出たということを知っています。光市でも、やっぱり率先してやりたいという先生もいらっしゃる、苦になっている先生もいらっしゃると思うので、そういったところも把握しながら先生

たち、メインはやっぱり子供たちになると思うんですけど、そういうところも進めていっていただければと思いますし、地域の方々の、能力を持っている方の導入ということに関しては、私もすごく興味がありますし、どんどん進めていっていただければと思うんですけども、もし導入となった場合に、地域の方が持っている例えば資格なり、教員免許までは多分持っている人は少ないと思うんですけども、資格とか、あと選定基準とか、決まっているものがあれば、教えていただければと思います。

#### ○原田学校教育課長

現時点での外部指導者の要件ということかと存じますけれども、部活動は教科学習とは異なる、集団での活動を通じた人間形成の機会や多様な生徒が活躍できる場であり、学校教育の一環として意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであるとして行われております。

そのことから、外部指導者の要件として考えられるものは、教育現場にふさわしい人格と意識を持っておられる方、それから競技等における専門的な指導ができる方、また、成人の方といったようなものが考えられるところでございます。

外部指導者の配置に当たっては、校長が、運動部活動の位置づけや教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応等、適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合があっても許されないこと等に関し、配置前及び配置後において適宜指導・確認をすることが求められているところでございます。

#### ○中村委員

ありがとうございます。私も、小学校、中学校の娘がいて、保護者という立場もあるんで、先生、外部指導者に関しましては、日頃からの生徒に接していないという面もありますし、今、答弁にもありました専門的な指導というのは、その方がいつも外部で指導されているところを見たりとか、資格を見たりとかで分かると思うんですけど、中身の人格については本当分りにくいところだと思いますので、その辺も基準とか設けにくいところでもありますので、日頃の面接を強化したりとか、そういうまた別の、資格とは別の基準が設けられるとは思うんですけども、その辺も親としてはしっかりしていただきとっておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

以上です。

#### ○仲小路委員

それでは、特別支援学級についての質問ですけども、令和3年の5月1日現在で、小学校が25、中学校が12とありますが、これは変更ないんでしょうか。

#### ○原田学校教育課長

東荷小学校を除く全ての小中学校に設置がされておりますので、その数になると思

ます。

○仲小路委員

分かりました。まずちょっと、学級数の確認をさせていただきました。  
実際に、各学校の在籍人数というのは分かりますでしょうか。

○原田学校教育課長

それでは、令和3年度の内訳について申し上げたいと思います。

まず、知的障害特別支援学級につきましては、小学校のクラス数が11、児童数が44、中学校のクラス数が5、生徒数が20、続きまして、自閉症・情緒障害特別支援学級につきましては、小学校のクラス数が13、児童数が46、中学校が6クラス、生徒数が29、それから、難聴特別支援学級が、小学校のクラス数が1、児童数2、肢体不自由特別支援学級が、中学校のクラス数が1、生徒数が1となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました、ありがとうございます。実際には、知的障害と自閉症、それからまた情緒障害、これが一番多いわけですが、これにつきまして、傾向として、場合によっては通常の学級でもできる場合もあるかと思うんですが、そういうふうなところに移行するとかいう、そういうふうなことを目指されていると思うんですが、具体的にどんな状況でしょうか。

○原田学校教育課長

お問合せの内容につきましては、インクルーシブ教育の内容と考えてよろしいでしょうか。

○仲小路委員

そうですね、そういうことですね。それで今、どういうふうな形で目指されているかという方向性を確認したいと思います。

○原田学校教育課長

インクルーシブ教育は、共生社会の実現に向け、障害のある子供と障害のない子供がともに学ぶことを追求するものと認識しております。その実現のためには、文部科学省報告、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進等にも示されているように、個別の教育ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据え、その時点で教育ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様な柔軟な仕組みを用意しておくことが必要であるとされているところでございます。

つまり、インクルーシブ教育システムの実現に必要と考えられる通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場について

は、一定のニーズがあると捉えております。

特別支援教育や通級指導教室が必要な児童生徒の人数の増加に関するお問合せについては、先ほど申し上げましたとおり、特別支援学級の児童生徒数がやや増加傾向にあることもあって、児童生徒数に対する割合も増えていると言えます。これは、多様な教育ニーズに応えられるよう仕組みが整ってきていることや、保護者の方々への特別支援教育に関する理解が深まっていること等にもよるところが大きいと考えているところでございます。

今後とも、インクルーシブ教育システムの実現に向けて、該当の児童生徒の障害の特性を捉え、早期からの支援を継続していくこと、交流学习等、集団参画の機会を充実させていくこと等を通じて、将来的な自立や共生社会の実現に向けた教育を引き続き行ってまいりたいと考えているところでございます。

#### ○仲小路委員

分かりました、ありがとうございます。実際に増えているという状況があるんですが、これは、特別支援学級そのものの充実が進んでいるということもあると思いますけども、逆に通常の学級で一緒にやるという、そういうふうなことに向けた方向というのは現在ありますでしょうか。

#### ○原田学校教育課長

先ほど申しましたとおり、そういったインクルーシブ教育システムの実現に向けては、常に追求してまいりたいと考えているところでございますけれども、これも先ほど申し上げましたとおり、やはり個々に求められる多様な学びというものがあり、その上にシステムが成り立つというところがございますので、まずはそちらを丁寧に行った上で、なるべく機会を捉えて一緒に学ぶような形を整えていきたいとは考えているところでございます。

#### ○仲小路委員

分かりました、ありがとうございます。これは、インクルーシブが、逆に障害のないほうの、普通の生徒、児童がそういうことを面倒見るとか、そういうふうな人間的な、そういうこともありますので、また今後検討されていければと思います。

もう一つは、先ほどありました通級指導教室ですけども、これは、実際に小中全校にはないというふうには聞いていますけども、具体的にどの学校にあるかを教えていただけますでしょうか。

#### ○原田学校教育課長

通級指導教室の現状でございますけれども、小学校では室積小学校、光井小学校、浅江小学校の3校、中学校では室積中学校、光井中学校、浅江中学校の3校、計6校に設置されております。

○仲小路委員

分かりました、ありがとうございます。これは、変動が結構あると思うんですが、ここに掲げられている人数というのは分かりますか。

○原田学校教育課長

令和3年度の小学校の人数は92名、中学校の人数は50名となっております。

○仲小路委員

分かりました。これも、先ほどのいろんな状況によって区別されていると思いますけれども、9項目がありますが、具体的に、先ほどいろんな状況別の人数とかいうのは分かりますでしょうか。

○原田学校教育課長

申し訳ございません、障害種別といった傾向別の資料は現在持ち合わせておりません。

○仲小路委員

分かりました。では、またお聞きしたいと思います。

それで、実際に今、この6校しかないということで、そこに在籍している児童生徒が通級指導教室に行くというのは、これ、非常にすぐそこにあるので行けるんですが、ないところの児童生徒というものの対応が、非常に遠隔地に行くということになると思いますけれども、これに対してはどのような対応をされていますでしょうか。

○原田学校教育課長

通級指導教室につきましては、委員御案内のとおり、障害のある児童生徒の状況に応じて指導時間や指導回数が決まるところから、担当する教員については、障害のある児童生徒が在籍する全ての学校に配置できるものではなくて、対象となる児童生徒数が一定の基準を上回る一つの学校に通級指導教室を設置し、近隣の学校からは通級指導教室に通う、いわゆる他校通級を行っているところでございます。

これにより必要とする通級指導の受けられる仕組みを整えているところでございますが、他校通級の場合、委員御案内のとおり、他校に通う途中の事故防止のために、保護者の付添い等をお願いすることも多くなるため、設置校とそれ以外の学校では若干の差が生じるということがございますけれども、文部科学省や県教育委員会が示す基準に基づく配置となっていることから、年度によって配置を変える等の工夫というのは、難しいところがあるかなと考えているところでございます。

○仲小路委員

すいません、分かりました。ということは、県教委が決めるというのが基本的なこと、細かいいろんなことができないという状況だと思いますけれども、例えば、児童生徒数の多い学校に設置するという、この6校というのは決まっているんですか。

○原田学校教育課長

特別支援学級の設置や通級指導教室の設置にはいずれも教員の配置が伴うことから、市の教育委員会と県の教育委員会が協議の上決めているところでございます。

○仲小路委員

分かりました。ということは、設置されていない学校から通うということについては、教育の機会が平等ではないという、均等にはならないという状況で、特に遠くに、保護者の負担、あるいはまた時間帯等も限られていると思いますけども、その辺については改善の方向とか、そういうことは提案あるいは考えられていますでしょうか。

○原田学校教育課長

今後は、設置する学校やその活用方法等について、各校の状況をつぶさに把握しながら、よりよい運営・運用の在り方等について検討してまいりたいと考えているところでございます。

今は他校通級という形で、生徒のほうが移動する形となっておりますけれども、配置された教員のほうで移動するような仕組みというのを実施している市町もあるというふうに把握しておりますので、そういった情報等も得ながら、可能な方法を考えていきたいと考えているところでございます。

○仲小路委員

ということは、まだ教員の方が、逆にどこかに行かれてやるという方向も今考えられているということでしょうか。

○原田学校教育課長

今後、最も学校として子供たちにより環境が整えられる形を模索してまいりたいと考えているところでございます。

○仲小路委員

分かりました、ありがとうございました。

○西村委員

6月の委員会質問で、自宅に持ち帰ったタブレットのネット環境についてお尋ねをしたんですけれども、その際に、執行部からの回答で、「電波を増幅する機械というのがございまして、これを設置いただいて通信を確保することを主体としていきたいということで、今、具体的な協議を詰めております」というふうに回答がありましたけれども、その後、進捗はありましたでしょうか、お願いします。

○升教育総務課長

タブレット端末の電波状況についてのお尋ねを頂きました。先の委員会で、委員お示しのような回答をさせていただいたんですけれども、その後、事業者と協議をいたしまして、今、覚書を締結した状態でございます。実際にそのようなケースが発生した場合には、すぐに対応できる形が整ったところでございます。

以上です。

○西村委員

分かりました、ありがとうございます。

ちょっと全く別な質問なんですけれども、勉強というか、理解を深めるために聞かせてください。今回の一般質問で、通学路の危険箇所について答弁があったかと思うんですけれども、何か所だったか忘れましたが、6か所ほどは対応済みだというふうなことでしたけれども、これの具体的な内容というか、そういったところをもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○原田学校教育課長

それでは、令和2年度の通学路合同点検会議で上がった危険箇所19件のうち、対策済みの6件は、街路樹や雑木林の繁茂により見通しが悪くなっていることから、樹木の伐採を実施したものが3件、横断歩道がほとんど消えており、車が停車しないことから、横断歩道を再塗装したものが2件、残りの1件は、水路の上部に柵を設置してほしいとの要望でしたが、構造上、設置することができないため、当該箇所の通学する生徒に対して、特に注意するよう指導したところでございます。

○西村委員

分かりました、ありがとうございます。最後の水路のほうですか、柵は設置ができないので、注意するよう指導したということで、対応したということという認識でいいですか。

○原田学校教育課長

構造上設置することが大変難しいところと把握しております。

○西村委員

分かりました、ありがとうございます。ちなみにほかの、残りの対応できていない箇所については、おおむねいつ頃までに対応をしていくというような、期限というのは決まっているのでしょうか。

○原田学校教育課長

安全対策の期限は、設定しておりませんが、対策が可能なところから、各道路管理者等において対応するものと承知をしているところでございます。

過去に抽出された危険箇所が安全対策未実施の場合におきましても、光市通学路交通

安全プログラムに基づき、合同点検会議において、現状や経過を把握して、継続して安全対策の検討を行っているところでございます。

○西村委員

分りました。ありがとうございます。以上です。

○森戸委員

何点かお尋ねをいたします。

タブレットを媒介としたいじめというのが問題になっていると、新聞報道等であるんですが、それは、いわゆるタブレットのチャット機能を使って、そういう問題が起きているということなんですが、光市が配布をしたタブレットには、そういった機能があるのかどうなのか、その辺が分かれば教えてください。

○升教育総務課長

タブレットについての御質問を頂きました。

まず、セキュリティの確保につきましては、端末に搭載されておりますセキュリティ機能に加えて、全ての端末の設定や状況把握、アプリの配信、使用制限などを、遠隔操作で一元的に管理できる携帯端末管理ツール、いわゆるモバイルデバイスマネジメントというものをLTE、校内LAN、家庭Wi-Fiなどの全ての通信環境において、学習に必要なホームページにのみ、安心してアクセスできるWebフィルタリングを適切に導入しておりまして、児童生徒が安全安心に使用できる環境を整備したところでございます。

お尋ねのチャット機能についてはできないという状況でございます。

以上です。

○森戸委員

ということは、タブレットを活用して、そういういじめが起こる可能性はないということだと理解をいたしました、ということでもよろしいですか。フィルタリングをするんですから。

○升教育総務課長

機械上の設定ということで、最大限の努力をしております。

また、ソフトの部分でも、情報モラル教育といいますか、学校のほうでの指導を行っているところでございます。

以上です。

○森戸委員

了解しました。

それと、今年度の予算で、つるみとさつき幼稚園の解体設計が上がっていたと思いま

すが、これに関しては、今どんな状況でございますか。

○升教育総務課長

旧つるみ・さつき幼稚園の解体についてのお尋ねを頂きました。今、お示しのとおり、令和3年度の当初予算に併せて300万円の設計委託料を予算計上いたしたところでございます。

進捗でございますが、5月に入札を行いまして、事業を発注し、8月末に設計が終了したところでございます。

現在、解体工事に向けた準備を行っているところでございます。

以上です。

○森戸委員

最終的には、どのくらいを目安に解体をされる、今年中ですか。

○升教育総務課長

先ほど申し上げた準備が整い次第、解体にかかる予算案を議会にお諮りしたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

その後については、どのような段取りですか。解体後。

○升教育総務課長

解体後のお尋ねを頂きました。解体後は更地になりまして、その後財政課に所管替えをするという予定です。

以上でございます。

○森戸委員

了解しました。

それと、第2次総合計画で図書館整備のあり方を検討するというものであります。これは5年前の9月議会で、建築から45年が経過し、老朽化をした図書館について、私が議会の質問で質したところ、市川市長は、リニューアルを含めてあり方を検討したいと答弁をされました。

私としては、図書館と同時に建設された文化センターを含めて、複合館ということで質問したつもりです。その結果、第2次総合計画にも、あり方の検討が掲げられました。

その検討については、この間どのように検討されたのか、お知らせいただけたらと思います。

○前田図書館長

御質問の第2次光市総合計画における、今後の図書館整備のあり方について、お答えいたします。

光市立図書館は、現在の場所で昭和51年に開館し、今年で45年を経過することとなります。

これまでに図書館整備として、定期的な修繕や改修を図ってまいりました。今後の図書館整備のあり方の検討につきましては、平成28年9月議会で、市長が公共施設全体のあり方を踏まえつつ、施設のリニューアルを含め、本市にふさわしい図書館のあり方について調査、研究を行うことが望ましいと答弁しております。

また、第2次光市総合計画の基本方針において、生涯学習拠点の一つとして、世代を問わず本を身近に感じ、親しめる環境整備を進めるとともに、今後の図書館整備のあり方について検討することとしております。

こうした中、昨年度行った子どもの読書活動に関するアンケートでは、開架に出ている本が少ない、施設が古いなど、設備に関する意見が多く寄せられ、利用者が快適に図書館を利用できるような環境整備が望まれていることが分かりました。

また、図書館協議会委員からの御意見では、屋外読書コーナーをもっと読書を楽しめるように整備してほしい、飲食可能スペースがあるとよいなどの意見がありました。

これは近年整備された近隣を含め、ほかの事例と比較し、意見が寄せられたものと考えております。

今回の計画期間中、近隣地域においては、新南陽図書館が複合施設としてリニューアルされ、また徳山駅前図書館が新設されました。その際、開館時に各施設見学などを行い、調査を行った結果、今後の図書館のあり方について参考になる意見を頂きました。

大和分室が大和分館として、コミュニティセンターとの複合施設としてリニューアルされた際には、その際の意見を参考に図書館機能の整備を図りました。

ほかの大型施設の建設などが予定される中、厳しい財政状況の中で、委員お尋ねの図書館施設のリニューアルを視野に入れたあり方にまでは、現時点で具体的なお答えを有していませんが、今後も引き続き、委員はじめ、図書館協議会委員や利用者の御意見をお聞きしながら、図書館整備の調査研究を行い、生涯学習拠点の一つとしての図書館が、世代を問わず、本を身近に感じ、親しめるよう環境整備に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○森戸委員

財政的な、これらも含めて、かなりの部分で、有利な部分のお金がなくなってきたというのが一つの理由だと思いますが、蔵書が約20万冊あると思われそうですが、建物の手狭さから、約30%しか開架できてないような状態ですので、建て替えを求める声というのが、利用者から出ていたと思います。

これまでに光市のほうもクラウド型の図書館システムとか、電子図書館の導入など、改善策というものは、様々打たれてきているとは思いますが、しかしながら、老朽化とか、広さ、快適さなどを、近隣の図書館と比べると、非常に大きく遅れているといいま

すか、新しいところがたくさんできましたので、今後柳井もできていくような流れだと思っておりますので、そういうところと比較をすると、やはり非常に厳しい状況にあるかなと思っております。

とはいいいながらも、やはり知の殿堂でありますので、30%しか開架できてないような状況というのは、なかなか厳しい状況だと、本を選ぶ楽しさとか、そういうものも、本に出会うとか、そういう喜びも感じる事が、なかなか物理的に厳しいような状況にありますので、ぜひ今後は50年を迎えていくような文化センターもございまして、そこと併せた拠点の整備を、引き続き調査研究をしていただけたらと思っております。

私としては、そういった近隣に比べても劣らないような、見劣りしないような整備ができればいいかなと思っておりますので、引き続きよろしくお願いをいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

#### ○森戸委員

6月の委員会で、峨嵋山樹林についてお尋ねをしたと思っております。その事件について、県などからその後の報告等があれば、お示しをいただけたらと思っております。

また、そのときに、文化財、天然記念物といいますか、その周知についてもお願いをしたと思っておりますが、その点についてもお示しをいただけたらと思っております。

#### ○国広文化・社会教育課長

今月の9月6日に、峨嵋山樹林に関係のある県と市の関係所管において、会議を開いた次第でございまして。

この会議の内容につきましては、県のこれまでの対応と、今後というところが主ではございました。

県より、被害のあった伐採された樹木の処分及び立ち枯れている樹木の伐採の業務を開始するとの旨の報告を頂きました。またこちらから、峨嵋山樹林における注意喚起を含めた看板の設置をお願いしたところでございまして。看板につきましては、県の負担で設置を考えるという回答を頂いております。

設置場所につきましては、登山口が複数あることなどから、今後どこに設置をすればいいか検討することとございました。

それから、このたびの事件発覚後に設置されておりました防犯カメラにつきましては、今月中に撤去の予定とのお話を頂いております。

以上でございまして。

#### ○森戸委員

周知についても進めていかれる、また立ち枯れた樹木の伐採も処分をされるということとありましたので、了解をいたしました。

先月にも、私も峨嵋山樹林、何か活用ができないかということで、入ってみたんですが、非常に縦走するだけでも4時間かかるようなコースもありますし、相当険しいよう

なところもありますので、今後教育委員会としても、峨嵋山のよさを積極的に広めていって、すばらしい宝物だと思いますので、その辺のところ、よろしく願いをいたします。

以上で終わります。

#### ○小林委員

まず、平成31年度の学力・学習状況調査というところで、先般の一般質問のほうでやらせていただいたんですが、様々な課題に対して、例えば学校の授業の充実とかを図っていただいて、適切に対応されていることに対しては感謝を申し上げたいと思います。

また、答弁の中でもございましたが、光市の学力結果というところが、山口県、全国と比較しても、非常におおむねよい結果だったと理解している一方で、比較のデータに用いられたデータ、数字というものが平均値であったということも踏まえて、より詳細な分析が必要なのかなと思いました。

そこで、各教科における個人学力分布の状況、傾向というところを少し確認をさせてください。よろしくお願いします。

#### ○原田学校教育課長

全国学力・学習状況調査に関するお問合せかと思えます。

今年度5月に、小学校6年生、中学校3年生を対象に実施した学力調査の学力の分布の状況について、御説明をさせていただきます。

まず、国語についてでございます。国語については、小中学校ともに、14問の出題がございました。小学校での学力分布については正答数がゼロから4問のいわゆる下位層と、それから正答数が13から14問の上位層が、全国に比べて少なく、正答数9から12問の中上位層が全国に比べて多い状況でございました。

中学校での傾向につきましては、正答数がゼロから5問の下位層が全国に比べて少なく、正答数9から11問の中上位層が全国と同程度の分布となっております。

最頻値は正答数が12問であり、全国の最頻値10問に比較して高い状況でございます。

全国に比べて下位層が少ないことから、小学校においては、基礎基本の定着が図られている児童が多いと捉えているところでございます。中学校においては、小学校に比べて、若干分布が分散している傾向が見受けられます。

内容別の正答数につきましては、小学校国語では、言葉に関する知識、話すこと、聞くこと、書くことに関する領域は、全国平均を上回っておりましたが、読むことの領域は、正答率が5割を切っており、また全国平均を下回っておりました。

中学校国語におきましては、文章を書く際に、言葉の使い方や段落の組立てに注意するなど、書くことの領域のみ全国平均を下回っていたところでございます。

次に、算数、数学についてでございます。

算数、数学につきましては、ともに16問の出題がございました。小学校の最頻値は12問正答であり、全国の最頻値14問よりやや低い状況でしたが、正答数が5問以下の児童が少なく、トータルでは、全国平均を上回っているという状況でございました。

中学校においては、中上位層に人数の分布が多く、特に最頻値である正答数14問の正答数の割合は、全国の約2倍と高い状況でございました。

以上のことから、国語科の状況同様、基礎基本が定着している児童生徒が多いことや、授業の中で問題解決の手順を説明したり、話し合い活動をしたりする中で、知識や技能を活用する力が身につけている児童生徒が多いと分析しているところでございます。

内容別の正答率については、小学校算数はほぼ全国平均を上回っておりましてけれども、唯一グラフなどの資料を読み取ったり、整理したりすることに関する課題のみ全国平均を下回っております。

また、中学校数学については、全ての領域において全国平均を上回っておりますが、正答率からは課題解決の方法を、数学的に説明する分野において、5割を切っていたという状況でございます。

以上のことから、引き続き基礎的、基本的な知識、技能を着実に身につけていくとともに、課題となっている領域に対しての組織的な対応及び授業改善に取り組んでまいりたいと、考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○小林委員

ありがとうございます。よく小中学校の傾向というところが理解できました。やっぱりその小中とともに、基礎と基本というところがベースになってすごくできているというところが分りまして、例えば先ほども話したグラフのところで、少し正答率が悪かった。応用のとこですよ。そこを今後伸ばしていかないといけないというところで、そういうところに関しましても、やはりICT、ああいうところを使って、そういう部分のところを伸ばして行っていただきたいと思います。

前回の一般質問の中でも、授業の充実化というところにすごくフォーカスを当てていて、非常にそれはいいと思いました。

先日、少し今回質問するときいろいろ調査をしていたんですけど、オンラインをする授業の中で、例えば日頃だと周りに生徒がいるので、なかなか聞きにくいことも、オンラインの中だと、そういうのが先生と直接フェイス・フェイスできるという観点で、質問しやすいというところもあったんですよ。

そういうところと、一般的な授業というところをハイブリッドさせることで、学校全体の教育レベルのボトムアップをしたという、成果があったというところもあったんで、ぜひそういうところ前向きに御検討いただけたらと思います。

もう一点、毛色の違う質問でございます。

先般、対外試合に参加する高校生を対象にしまして、県主導によるPCR検査が行われました。これによって、コロナウイルスの感染拡大のリスク軽減というところや、高校生の安全確保につながったと、私は認識をしております。

これらを踏まえて、今後対外試合に参加する中学生を対象にした、PCR検査の必要性というところもあると思いますが、こちらについての見解を確認させてください。

○原田学校教育課長

対外試合に参加する中学生を対象とした、PCR検査の必要性に関するお問合せにお答えいたします。

委員御案内のとおり、現在山口県教育委員会では、県立学校について、通学や部活動で広範囲に動くことから、感染リスクにさらされている高校生を対象に、随時のPCR検査を、地域の感染レベルに応じて、実施しているというところがございます。

そのような中、本市における感染予防対策といたしましては、福祉保健部による12歳以上の新型コロナワクチンの接種を最優先で進めており、学校を会場とした個別接種だけでも、全生徒の半数近くが、既に8月上旬までには、2回目の接種を終えることができたこと、把握しているところでございます。

現在のところ、移動先の感染状況や自治体の発する要請に留意しつつ、参加の可否を慎重に判断すること、参加する場合は会場への移動時や会食、宿泊時等の全ての場面において、一層の感染防止対策を図ること、大会主催者が定める感染防止にかかるガイドラインを事前に確認し、遵守することとし、検温など健康観察による体調管理を丁寧に行っているところであり、現在のところ、移動に伴うPCR検査等は実施していないところでございます。

新規感染者数は減少こそしておりますけれども、油断が許されない状況であることには変わりはないと考えております。

今後も学校における安全安心を確保するため、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、本市における高いワクチン接種の実施率や、移動先の感染状況等も勘案しつつ、他市町の状況も踏まえながら、必要な対策を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

ありがとうございます。非常に今の現状というところで、他市の状況、あるいは感染対策をしっかりやっていくというところで、中学生の子たちの安全を確保していくという観点すごく理解できました。

ですので、今非常にコロナというところは少し減少傾向にございますが、これがまた次のステップになってくると、そういう状況が読めない状況がございますので、状況に応じて、PCR検査の必要性というところも、ぜひ検討いただけたらと思います。

以上です。

○河村委員

それでは、先ほどちょっと聞き漏らしたんですが、タブレットの通信機器の会社と覚書を交したというんですが、これは、中身はどういうことなんですか。通信が可能でない家等については、そういった環境を改善すると、事業者が、という内容なんですか。

○升教育総務課長

覚書についてのお尋ねでございます。こちらにつきましては、御自宅で利用した際に、電波状況が芳しくないことが発見された場合、電波状況の改善に努めていただくこととした内容となっております。

具体的には、機器を御自宅に持って行って、どこに置いたら電波の状況がいい、悪いという調査を行って設置をするとした覚書を交したところでございます。

以上でございます。

○河村委員

ちょっと理解が及ばんのですが、全くそれが無いというときには、例えば受信機のようなものを立てて、やってくれるという覚書なんですか。

○升教育総務課長

再度のお尋ねでございます。基本的には、レピーターという機器を家の中に持ってきて、その中で可能なところを探すことになっております。それでも改善をしない場合は、また手法を検討しなければいけないと考えております。

以上でございます。

○河村委員

まだ実施には至ってないと、何とかっていう機械を据えることについては、事業者のほうの負担でやっていただけるとのことですね。

それから、通信料が何か月か発生をしていると思うんですか、発生状況を教えてもらっていいですか。

○升教育総務課長

令和3年1月から運用を開始しております。通信料を含めた契約額は60か月で税込み約2億4,800万円となっております。これを60で割った四百数十万円を、毎月支払っております。

5年間一定の額でございます。

以上です。

○河村委員

利用状況によって、通信料随分変化があると理解をしておりましたが、事業者からすれば、支払金額は多いだろうと、少なだろうと、一定だという解釈なんですか。

○升教育総務課長

さようでございます。

○河村委員

とすると、反対にそういった通信料がかからなかったときは、余分にうちからすりゃ、

かかったということにもなるんですが、現実的な、届く届かんという通信の話がありましたが、W i — F i 環境が整っているということについて、最終的な調査はされましたか。

○升教育総務課長

W i — F i に係る調査の御質問だと思います。5月から6月に持ち帰りの試行を市内で行いました。その際に保護者の方にアンケートを書いていただいて、その調査は行っておるところでございます。

以上です。

○河村委員

その結果を。

○升教育総務課長

約93%の御家庭が、W i — F i を使用できるという御回答を頂きました。

以上です。

○河村委員

93%というと、全国平均と同じということになるんですが、ちょっと意外じゃったんですが、現実は一応そういうことで間違いないですね。

小学校、中学校とも大体同じ数値やったですか。

○升教育総務課長

申し訳ございません。小中の内訳は今持ち合わせておりません。

○河村委員

分りました。また教えていただいたらと思いますが、これから毎年学校に上がってこられるので、その都度ぜひ調査をやっていただいたらと思います。

それから、2025年の部活の話がありました。子どもの減少に合わせて、部活の統廃合というんじゃなくて、部活がなくなっているケースがたくさん出ておまして、この地域にスポーツを返すといいますか、やっていただくという取組の中で、ある意味で言えば、田舎にすれば、的を得た時期かなとも捉えられるんですが、中学校の部活動のあまり数が減っていくと、多様性を含めて、それは地域でやればええじゃないかという話なら、それでもええんですが。

できるだけ、いろんなスポーツを体験するということを含めて、部活動の再編、あるいは隣接の学校との再編というものが、従前から言われておるんですが、なかなか中体連があって、進まないんですね。

もうあと4年しかありませんので、そういった意味合いでは、学校のほうが、土曜、日曜日はやめようということを言っているんで、やめたときはどういうふうになるのか

というのを含めて、2025年の部活については、学校の先生がやりたければやってもええと。

それじゃあまりにも、全体としたら、バランスが悪いといいますか、前向きに捉えられないんで、今後の部活の方針というもの、中体連を含めて、どのようにお考えですか。

#### ○原田学校教育課長

中学校の部活動の在り方について、お答えさせていただきます。

少子化が進む今後において、生徒がスポーツに親しめる基盤として、運動部活動を将来にわたって持続可能なものとするために、山口県教育委員会では、新たな休業日の設置基準等を盛り込んだ、運動部活動の在り方に関する方針等を策定し、各市町が今後において、取組を推進しているところでございます。

その中で、先ほどございました、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革が求められていて、現在、令和2年9月1日発出の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、部活動を学校単位から地域単位の取組とする旨が指摘されているところでございます。

その進め方について、スポーツ庁及び文化庁委託事業である、地域部活動推進事業を活用した実践研究が、現在山口県でも実施されておりまして、防府市の中学校で運動部8部を対象とした研究、それから周南市の中学校で、運動部活動5部、文化部1部を対象とした研究が行われているところでございます。

この地域部活動については、中学校体育連盟や中学校文化連盟の中央大会等の在り方の整理や、条例等、法律等の改定、それから、各中学校の部活動の再編にも大きく影響するところがあることから、そういった動向を今注視しているところでございます。

現在、その研究の経過等の情報収集を進めつつ、本市としても調査研究に取り組むこととしており、本市における望ましい部活動の在り方を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○河村委員

よく分かったんですが、まだ今からという話で、なかなか中学生を対象にした、地域でそういったスポーツ活動をどうやっていくのかと、今まではあんまりなかったんです。中学校部活動に頼り切りというところもあって、最近はそのようなこともないんでしょうが、一時の荒れた中学校の状況を思ったら、何が正解かちゅうのは、捉まえにくいところもあるんですよ。

そういったところもひっくるめて、要はうちでいうたら、中体連が恐らく核になるんで、もうちょっといろんな検討を、早急に進めていただけるように、お願いをしておきます。

それから、光井小学校の雨漏りの件、前回もお尋ねしたんですが、状況をお知らせください。

○升教育総務課長

光井小学校の体育館についてのお尋ねを頂きました。今年度の予算額で工事費として3,300万円を計上をいたしております。

9月14日に入札を行ったところで、工期は今のところ4か月程度、下半期を活用して行うことを、予定をいたしております。

以上でございます。

○河村委員

雨漏りの修繕について、いろいろお話をさせていただいたと思うんですが、この3,000何がしの入札をしたという理解でよろしいんですか。

過去の例を出して、三井小学校のときには、ビニールの帽子をかぶしたという話をさせていただいたんですが、そういう対応はできなかったんですね。

○升教育総務課長

対応のお話でございます。委員からは、具体的な事案を挙げていただいて、御提言を頂きました。その御提言をもって、建築住宅課とも相談をしたところでございます。

その結果として、先の委員会でも御説明したように、ゴムシートをかぶせるといった手法の選択に至ったところでございます。

以上でございます。

○河村委員

分りました。

先般マスクの配布があったかと思えます。最近いいマスクという表現がええのか分かりませんが、この間、新聞読みおったら、このマスクにもJ I S、日本産業規格、それがあると出てたんですが、今うちに備蓄しているマスクとか、あるいは子供たちに配ったマスクについては、そういったマスクじゃったんですか。

○原田学校教育課長

申し訳ございません。J I S規格については、確認ができておりません。

○河村委員

これから、また購入したりするときには、そのあたりの確認はぜひお願いをしたらと思います。

それから、学校で発熱等ができて陽性だったといったときに、PCR検査というのは、濃厚接触者と言われていますが、どの程度のところまで、広げて検査をされるのか、あるいは、学校であれば、抗原検査でまとめて皆やろうとか、そういったことは、ないもんですか。

○原田学校教育課長

学校で感染者、あるいは濃厚接触者が出た場合のお問合せかと思えますけれども、どこまでが濃厚接触者に当たるかということにつきましては、該当の児童生徒の行動歴を、学校から保健所に情報提供いたしまして、保健所が判断をされているところでございます。

検査等につきましても、どこまでが検査対象になるかということで、濃厚接触者以外にも関係者、あるいは接触者と呼ばれるところまで範囲を広げて、一般的には、別の会場等で、ドライブスルー方式等で行われていると認識しております。

以上でございます。

#### ○河村委員

それから、教育事務の改善委員さんちゅうんやったですかね、そういった名称の方が3人ほどいらっしゃったかと思いますが、どういった仕事の内容されているんですか。業務内容というんですか。

#### ○升教育総務課長

業務内容というお尋ねを頂きました。委員さんお示しの委員というのは、事務評価委員会の委員のことだろうと存じます。

事務評価委員会につきましては、設置条例を定めておりまして、その中で、委員会の所掌事務ということで申し上げますと、事務の点検評価に関すること、またその他事務の点検評価に関し、教育委員会が必要と認める事項となっております。

以上でございます。

#### ○河村委員

評価委員さんというのは、事務に精通するという意味では、教育委員会にいなきゃいけないとか、何かそういった仕事の制約があります。

#### ○升教育総務課長

仕事の制約ということでございます。教育委員会は事務の点検評価を行わないといけないという決まりがありますが、点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされております。

今、当市でお願いしている3名の委員さんは、教育に関し、学識経験を有する方ということでございます。仕事の制限等は特にはございません。

以上です。

#### ○河村委員

学識経験を有することというのは、要はいろんな事務改善あるいは評価をするにあたって、そこの職場にいて、仕事に精通するという面と、そうじゃない。外部から見て通常の事務方との違いを見るのが仕事なんだと、中身の在り方が随分違ってくると思うんです。

学識経験というのは、あまりにもアバウトなところで、例えば反対に教育委員会の業務とのなれ合いがあってはいけないというようなことのほうが、多少優先されるのかなというような気もするんですが、そういった制約はないんですか。

○升教育総務課長

委員のお尋ねにつきまして、恐らくでございますが、例えば教育委員会に所属しておいた職員のOBとかであると、なれ合いになるのではないかという懸念を抱かれておるところと存じます。

教育委員会の職員のOBが事務評価委員会の委員になってはいけないというルールはございませんが、こちらが3名の方にお問い合わせの際には、できるだけバランスのとれた形となるように、事務に精通されている方、また言われたように、外部から評価をできる方などをお願いをしている状況でございます。

以上です。

○河村委員

それから、この間から奨学金の話でいろいろ話題になったことがあるんですが、現行は1万円と2万円やったですかいね、金額と、それから利用者について実績を言うてください。

○原田学校教育課長

奨学金の現在の貸付状況につきましては、現在2名の大学生等に貸付けを行っているところでございます。また、奨学金の償還をしている卒業生は44名になります。

○河村委員

高校生やらおらん。

○原田学校教育課長

現在、高校生はおりません。

○河村委員

結構就学援助なんかの件数もたくさん出ているような気がしますが、高校生は1万円じゃったですかいね。月の奨学金額。

○原田学校教育課長

高校につきましては、国公立につきましては1万5,000円、私立につきましては2万円となっております。

○河村委員

だとすると、就学援助というのは、今どの程度の人数おられます。

○升教育総務課長

就学援助の人数につきましては、元年度の決算で申し上げますと、学用品費、これが最も一般的でございますが、こちらの受給者が、小学校が420名、中学校が251名、合計で671名という状況でございます。

以上です。

○河村委員

高校生の奨学金が出ないというのは、制度の周知が足りないのか、あるいは必要ないのか、そのあたり何か見識ありますか。

○原田学校教育課長

詳細につきましては不明ですけども、一つには高等学校が無償化されたというところが大きく影響しているのではないかと考えています。

○河村委員

分りました。

それから、ちょっと教えてほしいんですが、この間、島田の人形浄瑠璃を見に行っただんですが、私の認識はあそこの熊野神社のそばに、松浦神社というのがあって、その松浦神社と一緒にこの浄瑠璃が来たんだというふうな認識じゃったんですが、ずっと室町時代から熊野神社にそうなったというか、伝わってきたことなんですか。

○国広文化・社会教育課長

島田の人形浄瑠璃については、松浦神社に奉納するということは、私も存じておりますが、松浦神社自体の起源といえますか、その辺は存じておりません。書籍等で確認をいたしますと、200年から250年前に、神社が焼失しているということがございました。その当時に人形も恐らく焼失したのではないかと思います。小道具や人形は再整備して、人形浄瑠璃の復興が果されているということがございましたので、現存している人形もちょうど同じ時代の人形が今現存しております。

そういったところから申しますと、200年から250年より以前には、光市のあの場所にあったのではないかと推測されますが、書籍には室町とか戦国時代とか載っておりますが、その辺の資料までは私のほうもたどり着いてはいない状況でございます。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## 2 政策企画部関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①議案第 46 号 令和 3 年度光市一般会計補正予算（第 6 号）〔所管分〕

説 明：山岡政策企画部次長兼財政課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○河村委員

10 ページの電算システムの管理事業なのですが、値段がちょっと高いなというのと、何で補正予算に持ってきたのか。通常ほかの部署でいったら補正に回ってくることはあまりないんですが、今回、繰越金の話でお金があると。自分だけ都合のいいそのお金の使い方しよるんじゃないかというような捉まえ方をされないとも限らない。

そのパソコン 2 台が 55 万円っていうのも、特別なパソコンなのかよう分かりませんが、ちょっとその辺の説明をしてもらっていいですか。

##### ○藤井情報推進課長

こんにちは。ウェブ会議システムに関して、まず、なぜ補正なのかといったあたりについて御説明いたします。

最近、特にウェブ会議の利用状況が増えております。6 月 80 件、7 月が 79 件、8 月が 96 件といったような開催状況です。これまでウェブ会議用の端末として 2 セットほど用意しておりましたが、こういった開催状況が増えたことから、大変端末のやりくりで苦労しているところでございます。そこで今回の補正を要求をさせていただきました。

それから、これまでは無料のアカウントということで、ウェブ会議には参加ができませんが主催ができておりませんでした。会議の主催をしたいという要望も各所管から出てきてまいりましたので、あわせてウェブ会議の有料アカウント、こちらのほうを要求させていただきました。

次に、パソコンの 55 万円という内訳を御説明いたしますけども、まずノートパソコンのほうを 2 台要求いたしました。こちらがおおむね 1 台 24 万円程度、それからウェブ会議用の広角カメラ、こちら大人数が参加する会議が増えておりますが、ノートパソコンに附属しているカメラですと全員が写らないという状況があるようですので、こちらのほう広角カメラのほうを要求させていただきました。

それからヘッドセット、マイクとヘッドホンが一体になったものでございますが、こちらにつきましても、会議を開催する状況、環境によっては周りがざわざわしていたりとか、そういう場合に音声を聞き取りやすくする、あるいはハウリングを防止する、こういった観点から、ウェブ会議の利用環境を改善するということから要求をさせていただきました。

以上でございます。

##### ○河村委員

自分で知識が豊富なわけではないのであれなんですが、例えば、Zoomアカウントなんかでいうても、ちょっと私らが聞いた金額よりは随分高いんですよ。そうすると、ほかのものもそういったふうに高いのかなというふうに思ったりするんで、購入するときにはしっかり見積りを精査していただいて対応していただけたらと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

## (2) その他（所管事務調査）

### ○中村委員

Instagramについて、ちょっとお聞きしたいと思っております。

私もInstagramやっているんですけど、市のInstagramをフォローしております。市の動向やストーリーズもかなり頻繁に上げられていて、結構楽しみにしているところなんですけど、ストーリーズとかでたまに、あなたの好きな夜景はどこですかみたいな、そういう質問を投げかけるストーリーズが上がっているんですけど、それに見た人がコメントしていくというふうな感じなんですけれども、実際のそのストーリーズ等で募集しているものに対してのコメントなどの反応の状況と、もしよかったらそのコメントなどの今後の活用などについてお示しいただけたらと思います。

### ○佐々木企画調整課長

こんにちは。Instagramの件で御質問いただきました。

Instagramでは、通常の投稿とは別に投稿後 24 時間限定で公開される機能がございます。それがストーリーズというものになりますけれど、それを活用しまして、現在作成を進めておりますまちのPR動画に活用するための情報提供を現在呼びかけているところでございます。

コメントにつきましては、利用者の思い入れのあるスポットやイベントなどを中心に、9月15日現在で76件、39か所のスポット等の情報について、コメントを添えて多くの方からいただいている状況でございます。

以上でございます。

### ○中村委員

ありがとうございます。もしよかったら、そのコメントなどの今後の活用をお願いしたいと思います。どういった活用をしていくのかとかあれば。

### ○佐々木企画調整課長

活用につきましては、先ほども申し上げましたとおり、まちのPR動画というものを

現在作成をしております、それにそのスポットを登場させるという手法で活用を進めていきたいと思っております。光市民の方がどんなところに魅力を感じているかというあたりをコメント等で把握させていただいて、それをまちのPR動画に活用させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○中村委員

私も先日、光市のPR動画、ハッシュタグつけて上げさせてもらったんですけど、それは来年度に向けてと書いてあったんですけど、それを同じような活用という感じになるんですか。私が上げた動画と同じような活用の方法という。

○佐々木企画調整課長

今年度中にそのPR動画というのを作成して、完成させる予定にしておりますので、投稿いただいた動画につきましても、もしその場面が活用できるということであれば活用させていただいて、動画の中に組み込んでいくというような考え方でございます。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。結構ストーリーズとか上がっていきまして、休みとかも見ていたら出るのですごく頻繁に職員の方頑張っているなというのが伝わってきます。これからはどんどん上げてもらって、私たちも周知のほうを徹底していきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○西村委員

お疲れさまです。今中村委員のほうからインスタグラムについてあったので、先にちょっとインスタグラムについて僕もちょっと何点か質問をさせていただきます。

昨年12月議会の所管事務調査でそのインスタグラムのフォロワー数を確認したときに、たしか600名ぐらいのフォロワーがあるというふうな話だったと思うんですけども、直近では今千幾らぐらいだったように記憶をしておるんですけど、正確な数字が分かればお願ひします。

○佐々木企画調整課長

フォロワー数でございますが、今日先ほど確認しましたところ1,200件を超えているという状況でございます。

以上でございます。

○西村委員

1,200件というのは、この1年で大体倍ぐらい、1日に2件ぐらいフォロワー数が増えていると、それだけプロモーションというか、見ていただいている方も増えていると

いう状況で、すごくいいなと思います。僕も中村委員と一緒に、結構更新を楽しみにしているのですが、引き続きよろしくをお願いします。

そのInstagramで引き続きなんですけれども、最近、今おっしゃったように光市のPR動画であったりとかドローンの動画コンテスト、あと今はあまりやっていないと思うんですけどダーツの旅など、いろんな企画が実施されていると思うんですけども、今年に入ってからのその画像であったり動画に対してのいいねであったり再生数、いわゆる閲覧数に当たるようなもの、どれぐらい見られているのかというふうな指標になると思うんですけども、そちらというのが今年に入ってからどれぐらいの件数があるのか、把握していればお願いします。

#### ○佐々木企画調整課長

閲覧数とかいいねの数ということでございます。

まず、いいねの数につきましては、投稿それぞれにいいねがついてくるんですけど、おおむねコンスタントに100件以上ついている状況でございます。また、動画の再生数につきましては、少ないもので400件から多いもので700件を超えるような再生回数というのが確認できているところでございます。

以上でございます。

#### ○西村委員

いずれにしても画像であったりとか動画であったり、かなりの頻度で上げられていると思うので、それがコンスタントに100件、または400件か500件ぐらい見られているというふうな状況で、やっぱり徐々に認知というか、されてきているんじゃないかなというふうに思います。

その中で、たまに伊藤公の資料館のスケジュール、今日開いていますよみたいなスケジュールの画像であったりとか、たまにエコライフ補助金とかのそういった別の所管の広報というか、そういったものが流れてくることのあるのをよく目にするんですけども、そういうようなほかの部署の情報を流すことに、何かしらの運用的なルールというのがあるんでしょうか、お願いします。

#### ○佐々木企画調整課長

他の部署がインスタを投稿するときの運用ルールということでございますが、Instagramの投稿につきましては、まちの魅力を画像などによって市内外へ発信するというのを目的に、私ども広報・シティプロモーション推進室のほうにおいて立ち上げたものでございますが、各所管から投稿できるようにしておりますので、周知が必要な情報等につきましては、各所管から投稿することが可能となっております。

以上でございます。

#### ○西村委員

その各所管から投稿することが可能というようなことなんですけれども、例えば、今

市内に配っている 5,000 円の商品券の話であったりとか、今後この補正が通ってからのキャッシュバックの話とか、事業者が利用できる補助金の周りの話とか、ホームページにはいろいろ記載があると思うんですけども、そういうものを閲覧数もこれだけやっぱりコンスタントに七、八百件ぐらいあるというふうなことなので、そういうのを取り上げて周知を図っていくことも必要だと思うんですけども、そういったことに活用していくような方針では考えていたりするのでしょうか。

#### ○佐々木企画調整課長

先ほども申しあげましたとおり、各所管から投稿することができますので、周知が必要な事業については積極的な発信をしていただくよう各所管にもお伝えをしているところでございますけれども、ほかにも SNS でいえばフェイスブックもございますので、そういった媒体を活用して、市民の方に必要な情報を届けていきたいと思っております。以上でございます。

#### ○西村委員

ありがとうございます。本当にいろんな媒体を使って、若い世代にも情報が行き渡るように、各所管と協力して取り組んでいただければと思います。

ちょっと別の質問になるんですけども、今回の一般質問の答弁の中で、自治体DX について触れられておって、4つのワーキンググループをつくるというふうな旨の答弁があったと思います。それについてももう少し具体的に教えていただきたいんですけども、その4つのワーキンググループでは、実際どういった内容のことを議論していった、具体的にいつまでを目途に、どんなことに対して結論を出すように活動をしていらっしゃるのでしょうか。そのあたりを教えていただければと思います。

#### ○藤井情報推進課長

一般質問で答弁いたしました4つのワーキンググループについて具体的にどの御質問をいただきました。

設置したワーキンググループは、情報システムの標準化・共通化検討ワーキンググループ、行政手続オンライン化検討ワーキンググループ、業務効率改善検討ワーキンググループ、情報受発信ツール検討ワーキンググループの4つでございます。

個別に御説明いたしますと、まず、情報システムの標準化・共通化検討ワーキンググループは、住民情報を扱う基幹系システムを全国的に標準仕様書に基づいたシステムに令和4年度までに切り替えていくための検討部会でございます。

令和4年度にかけては、国から順次業務ごとに標準仕様書が示されてきますので、現行のシステムと比較して、運用の支障がないか、共通の課題をどのように解決していくかなどの検討を行い、新システムへの移行準備を進めてまいります。

また、本市は周南市など4市1町で共同利用型クラウドシステムの運用を行っており、他市とも課題を共有しながら、円滑な移行ができるよう進めてまいります。

次に、行政手続オンライン化検討ワーキンググループは、各種手続をオンライン手続

に移行していくための検討会で、今年度は国が示すデジタルガバメント実行計画において示されている優先的にオンライン化を推進すべき手続とされている各種手続を検討対象としています。それら手続に関する課題や手続フローの検討を行うとともに、オンライン化に利用するシステムの機能要件を検討し、令和3年度末までに取りまとめてまいります。

また、対象手続については、次年度以降も引き続きワーキンググループで継続して検討し、順次追加していきたいと考えております。

次に、業務効率改善検討ワーキンググループは、国が示した自治体DX推進計画のAI、RPAの利用促進というテーマを少し膨らませ、令和7年度に向け、段階的に市の業務効率化に資するデジタル技術を検討してまいります。

本ワーキンググループの中で、各業務プロセスの見直しやオンライン化する手続との連携方法等についても整理していき、令和3年度末までに具体的なツールや対象業務を取りまとめてまいります。本ワーキンググループの対象業務の追加や新たな技術の適用など、来年度以降も引き続き検討をしてまいりたいと考えております。

最後に、情報受発信ツール検討ワーキンググループは、情報をより効率よく幅広い年齢層に届けることができるSNS等のツールや道路の損傷などの情報について市民と双方向で情報を共有できるツールなど、デジタルによって住民サービスの向上を図るためのシステムについて検討しているところでございます。来年度の予算化を目指しており、スピード感を持った協議を進めてまいります。

以上でございます。

#### ○西村委員

答弁ありがとうございます。

その今4つのワーキンググループについて説明をいただきまして、おおむね令和3年度末までには方向性を示して、順次取り組んでいくというふうな旨の答弁だったかと思えます。

最終的にどういうふうな結論になるかはもちろんまだ分からないと思うんですけども、業務の効率化であったりとか情報受発信の話でもそうなんですけれども、最終的に市民の方が使いやすいツールっていうのをコストをかけてでも実施をしていく、例えばLINEなど使用率が高いもの、使いやすいもので情報受発信とかはやっぱり検討して欲しいなど、もちろん課題はたくさんあると思うんですけども。

そして、その行政の側にとっても、やっぱりいろいろ内部処理とか中間処理とか、汎用性の高いものを利用することで、やっぱり内部の負担っていうのも、行政側の負担も同時に軽減されるように調査、研究を引き続き進めて欲しいなと思います。その両者のバランスをとっていくというのは、非常に難しいとは思いますが、引き続きよろしく願います。

あと、また6月議会で一般質問で通報アプリについて質問したんですけども、先ほどの答弁の中で情報受発信の検討チームの中で、そういった住民サービスの向上に向けたツールの導入っていうのは引き続き検討していくというふうなことでしたので、こち

らも引き続きよろしくお願いいいたします。ありがとうございます。  
それから、また別の質問なんですけれども……。

○委員長

ちょっとその前に。

○藤井情報推進課長

先ほど情報システム標準化・共通化検討ワーキンググループの説明の中で、全国的に標準的システムに基づいたシステムに切り替える期限について令和4年度と申しましたが、令和7年度の誤りでございます。訂正いたします。

○西村委員

ありがとうございます。令和7年度ですね、承知しました。

また別の質問になるんですけれども、今回同僚議員の一般質問の答弁で、SDGsセミナーを10月末に開催するというような旨の答弁があったと思うんですけれども、今年の3月議会で、市内在住の小中学生の親子25組、50人を想定してワークショップを実施するというふうな答弁があったと思うんですけれども、オンラインで行うということで、小学生がそういったツールを使用できるのかどうかとかいうところも少し心配としてありますので、もし変更点などあればお聞かせいただければと思います。

○佐々木企画調整課長

SDGsセミナーについて御質問いただきました。

SDGsセミナーにつきましては、当初は先ほど申されたとおり、小中学生の親子を対象としたセミナーを開催しまして、うしま丸に乗船して、海から白砂青松の室積海岸を見学してもらった後に、室積コミュニティセンターでワークショップを予定をしておりました。

しかしながら、新型コロナの影響によりまして感染拡大防止が求められる中で、対面方式による開催は困難と判断いたしまして、10月31日にオンライン方式での開催として準備を進めているところでございます。

具体的には、御家庭でのパソコン等の環境を考慮しますと親子での参加は難しいことから、対象者を中学生とするとともに、参加者数を10人増員して60人といたしまして、当初の予定どおり講師の大村浩之さんにオンライン上で講義をいただく予定としております。

なお、船での航行につきましては、感染拡大防止の観点から中止とすることといたしました。日本各地をつなぐ大漁旗プロジェクトに参画して作製いたしました本市の大漁旗に加えまして、全国の自治体から同様に作られた大漁旗をお借りいたしまして、多くの皆さんに御覧いただく取組を実施する予定としておりまして、10月19日からの3日間、文化センターにおいて展示いたしますとともに、また、より多くの市民の目に触れることができるよう、浅江中学校のグラウンドのフェンスや室積の西ノ浜付近の海岸

護岸、道路の護岸でございますが、そういったところでも掲揚、展示をしていきたいというふうに検討を進めているところでございます。

以上でございます。

#### ○西村委員

ありがとうございます。コロナ禍ということで形を変えての実施ということで理解をいたしました。引き続きよろしく申し上げます。

最後なんですけれども、これも3月議会のシティプロモーションの推進交付金について質問した人の答弁だったと思うんですけれども、光丘高等学校のメモリアルイベントを光市おせっかいプロジェクトチームと連携をして実施するということでありましたけれども、こちら先ほどの分と同じようにコロナの影響などで変更などがあつたら教えていただければと思います。

#### ○佐々木企画調整課長

今年度末をもって閉校となる光丘高校を会場に、職場体験や芸術作品の展示などを通じて、市民の才能や技能、文化などを発信しようとするイベントを11月初旬の開催を目指して、生徒の皆様とともに検討を進めてまいりました。光丘高校の皆様には様々なアイデアをいただいて、生徒主体の企画も想定していたところでございますが、デルタ株感染の急速な拡大によりまして、現状において市民参加型のイベントとしての開催が見通せないため、大変残念ですが、本格的な準備に取り掛かる前の段階で中止することを決定したところでございます。

以上でございます。

#### ○西村委員

分かりました。やっぱりコロナの影響がそちらにもあつたということで、やっぱり波が感染者が多いときもあれば大分少なくなってきた時期というのもあつて、なかなか先が見通せない中で判断するのも難しいとは思いますが、ほかのこともできる限り、コロナだから中止ということではなくて、何かできる形を模索していただければというふうに感じました。

私からは以上です。

#### ○仲小路委員

それではメール配信サービスについてですが、非常に有効な手段として6月にも委員会で質問させていただきましたけれども、そのときになかなか市民の皆さんに知らせる、そのことを知らせる方法がなかなかないという状況で、個人的に皆さんに御案内しようということになりまして、7月、8月ぐらいで約100人ぐらいの方に御案内を自分でさせていただきました。その結果がどういうふうになったか、ちょっとは増えたかどうか聞きたいと思っております。

○藤井情報推進課長

メール配信サービスの登録状況について、前回から増えているかどうかといった御質問をいただきました。

6月にお答えした以降の登録状況ですけれども、6月1日現在では、全登録者数は3,669件でしたが、9月1日現在では112件増加し、3,781件、防災情報については、3,307件であったところ、114件増加し、3,421件となっております。

全登録者数の月別の増減を申しますと、6月から7月にかけてはマイナス1、7月から8月にかけてプラス15、8月から9月にかけてプラス98といった状況で、防災情報についても同様の傾向でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

ありがとうございました。その効果かなとは思いますが、それ以外に何か特にされたということはありませんでしょうか。

○藤井情報推進課長

6月の委員会において、情報推進課が現在実施しているマイナポイントの設定支援において何か工夫できることはないか検討してみたい旨、回答いたしました。

検討の結果、マイナポイント設定支援に来られる方にメール配信サービスの登録サポートを実施することといたしました。9月14日現在で40の方に登録のお勧めを行い、登録を希望された方8名のサポートを行いました。

以上でございます。

○仲小路委員

ありがとうございました。そういういろんな効果が出てきたんではないかと思えます。またこれからも頑張ってお知らせをしていきたいと思えます。ありがとうございました。

以上です。

○河村委員

前に財産の売却で7,000万円ぐらい見込みを立てておったと思いますが、本年度の見込みについてはいかがですか。

○山岡政策企画部次長

本年度の見込みでございますが、令和3年8月末現在の売上げが、地先が虹ヶ浜と岩田で2件、その他、栽培漁業センターも売却いたしましたので、現時点での合計額6,959万4,000円となっております。

今年度また1件の入札を予定しておりますので、それが落札されればもう少し増えるかと予測しておるところでございます。

以上でございます。

○河村委員

栽培漁業センターがあったか。

それから賠償責任保険料というのをかけておったと思うんですが、通常、市道とかあるいはその他道路、赤線、青線とかいろいろあるんですが、どういったその範囲内で年間の事故件数といいますか、どの程度あるのか教えてください。

○山岡政策企画部次長

委員より市道、その他道路の範囲という御質問を1件と、それに対する事故の件数の御質問をいただきました。

道路の範囲といたしましては、市道、農道、林道、その他赤線等を含めたその他道路が含まれるものでございます。

これに対する事故の発生状況でございますが、令和3年度に入って、取水桝の跳ね上がり等で1件、令和2年度につきましては、グレーチング等の跳ね上がりで3件、令和元年度は事故はございませんでした。

以上でございます。

○河村委員

賠償責任保険の範囲は、市道、農道、林道、赤線ということですが、その他の生活道路とか、あるいは青線の話もありましたが、それは違うんですか。

○山岡政策企画部次長

正確に申し上げますと、市が所有、使用、または管理している里道等を含め、市が管理を行っている道路になります。ただ、道路でない青線については契約上は含まれておりません。

以上でございます。

○河村委員

青線は入っていないと。市の管理する道路ということですから、当然市長が道路管理者というところについての保険だということですね。それから年間件数があまりにも少なかったのでもちょっとびっくりしたんですが、通常議会に報告するグレーチング等については、それ以外のこういった保険を利用することはほとんどない。

○山岡政策企画部次長

ほとんどございません。

○河村委員

分かりました。

それから、財産価格審議会というのは今年度は1回も開いていなかったですかね。

#### ○山岡政策企画部次長

令和3年度は7月に1回開催しております。内容は、都市計画道路の川園線の整備事業でございます。

以上でございます。

#### ○森戸委員

ここで適切かどうか分からないですが、情報なのか行革なのか分かりませんが、市役所の中で会議の資料とか、そういったところのペーパーレス化、それはどういうふうに進められているんですか。そんなのは進めていないんですか、突然ですがその辺がちょっと分かれば。

要は、例えばいろんな情報が、予算書とか決算書とかホームページ上にも上がっていないんですね。例えばその総合計画素案であるとか、そういうものもほとんど上がってなくて、要は全部いわゆる紙媒体で皆、おそらく市役所の中の会議の中でも配られている状況だと思うんですが、そういうものをタブレット等を使ってその中で見ていくとか、そういうふうな仕事の仕方の流れというのは方向性としてはないですか。

#### ○岡村政策企画部長

そのあたりについて大きな流れは、確かにデジタル化という方向はございますけれども、今現在明確なものがあるかといえば、そのあたりは整理されているものはまだないというのが現状でございます。

以上でございます。

#### ○森戸委員

オンラインで会議をしたり、今回も補正予算の中でウェブ会議システムを入れられたりとか、そういう方面ではやっと進んできたかなと思われるんですが、仕事の仕方での紙を減らしていくであるとか、そういう部分が後れているのかなと。日本全体そうなのかなと思います。ぜひそういう方向性を造っていただきたいと思いますので、お願いということできさせていただきたいと思います。

それと何点か定住・移住でお尋ねをしたいと思うんですが、2次の総合計画の中で、県や大学等と連携した若者の地元定着の支援というものが掲げられていたと思うんですが、具体的なここまでの間でどんなものが行われたのか、それが分かれば。

#### ○佐々木企画調整課長

地元定着の支援という御質問でございます。

市では、県や大学等との連携をいたしまして、これまでも山口大学を中心とした県内12高等教育機関が県や市町と協働いたしまして、国の支援事業の採択を受けて、地域における雇用創出や学卒者の地元定着率を推進する「知の拠点大学による地方創生推

進事業」というものを実施してきたところでございます。

この事業自体は平成 27 年から 5 年間の事業でございましたが、こうした取組を契機にいたしまして、各大学と自治体のつながりというものを活かしまして、大学等で行う地元企業の魅力を発信するジョブフェアの開催に関しまして、市といたしましても広報やホームページ等を通じて周知して、連携協力を図っているところでございます。

以上でございます。

#### ○森戸委員

具体的には、その地元定着につながったのかどうか、その辺はどのように考えますか。やられたことが、広報とかそういう部分での PR がほとんどなんだろうと思いますが、その辺はどのように感じておられますか。

#### ○佐々木企画調整課長

実績についてでございますが、例えば今の取組の一つとしまして、インターンシップへの協力というものもございます。そういったものを通じて、地元定着につながればという形で進めてはきたんですけれど、実績といたしましては、申し訳ございませんが、つかんでいないところでございます。

以上でございます。

#### ○森戸委員

ぜひ、そういうところまで求めていただきたいと思います。

それと市内遊休地を活用した定住支援というものも掲げておられたと思います。それについてはどんなものが行われて、どういう成果があったのか、そのへんのところをお願いします。

#### ○佐々木企画調整課長

市有地を活用した定住支援でございますが、市が指定いたします市有地を購入し、住宅を建築して定住する人に対して支援金を交付する市有地活用型定住支援事業という制度がございます。

この制度の概要につきましては、本市に移住する人、または移住して 1 年以内の人が指定する市有地を購入して、住宅を建築して定住した場合に 50 万円を交付するもので、建築を市内業者で行った場合はさらに 20 万円を加算いたしますとともに、子育て世帯への加算として、中学校 3 年生までの子供 1 人につき 10 万円、最大 30 万円を加算し、全て総合計で最大 100 万円を助成しようとするものでございます。

これまでの実績につきましては、令和元年度に 2 件ございまして、合計で 110 万円を交付しているところでございます。

以上でございます。

#### ○森戸委員

令和元年に2件あったのは、どういうルートでこの制度の申込をされましたか。どこでつかんだといたしますか、この情報も含めて。情報自体のそのPRも含めた部分がどうなのかというのがありますので、それのところも分かればお示しいただいたらと思います。

○佐々木企画調整課長

その情報を得た動機ということでございますが、ちょっと詳細までは分からないんですけども、おそらく市有地、市が指定する市有地ということになりますので、随時で売却するものについて対象としておるものですので、その対象となった方については、情報提供をして、こういった制度がありますということで周知をしているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。ちょっとまたお話をさせていただきながら、何か活用方法も含めて、いろいろ何かありそうなので、積極的に周知をしていただいて、こういう制度があるんだということで、よりインセンティブになればいいなと思いますので、周知をしっかりお願いできたらと思います。

それと新聞報道の中にあっただんですが、内閣府の地方の景気情勢をまとめた報告書「地域の経済 2020—21」というのが発表されました。22年に卒業予定の大学生とか大学院生の約60%近くが、テレワークが進んで、働く場所が自由に決められる場合、地方に住みたいというふうに回答されているということでありました。

若者を中心に地方移住の関心が高まっているんだろうなというふうに思われるんですが、これは2012年あたりの地域おこし協力隊の制度が導入されたときもこんな関心が高まって、移住定住を含めた雑誌も相当発行されてきたと思います。

実感として、実感で構わないんですが、実際の移住とかそういう問合せとか、その辺はどんな感じですか。肌感覚でも構いませんが。

○佐々木企画調整課長

移住に関する動き、実感ということでございますが、まず相談件数におきましては、令和元年度までについては、市の集計で年間おおむね250件程度で推移をしておりましたが、コロナの影響があったとは思いますが、令和2年度については359件と問合せが増加したというような結果となっております。

令和2年度中につきましては、若い人からのお問合せもある程度いただいたところでございますが、現在もその状況が続いているかと言われると、ちょっとそこまででもないというのが実感かなというふうに思っております。若い人よりも、むしろ中高年の方が仕事を考慮せずに移住を検討できるということで問合せが多いというのが実感でございます。

以上でございます。

#### ○森戸委員

分かりました。都会からということで見たときには、このコロナというのは逆にチャンスなんだろうなと思いますので、それはそれとして捉えて、積極的に情報発信をしていただきたいと思います。

あと、あるいはどういうタイミングを狙うかがポイントだと思うんですが、家を建てられるタイミングとか、その人の転機というんですか、そういうふうなところがあるかと思いますので、今後また提案をしたいと思いますが、そういうタイミングを捉えた情報発信を含めてやっていただけたらと思いますので、今は強化をしていくときかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

#### ○小林委員

それでは、まずこれまでのシティプロモーションの取組の中で、例えば光市の魅力を全国にPRするフォトコンテストとか、あるいは光市の愛着プロジェクト、こういうものを使って、市民参画型のイベントというものを開催して、いわゆる市民間の信頼関係をより強固にしてきたというふうに私は認識をしております。

ただ、そういった中で、新型コロナウイルス感染拡大に伴って、地域コミュニティをはじめとして、人と人との関わり方が希薄になっていますよという声を最近よく聞きます。先行きが不透明な時代を迎えている今で、例えば市民の一体感をより醸成していく必要があるというふうに考えていますが、シティプロモーションの観点を踏まえて、見解のほうを伺わせてください。

#### ○佐々木企画調整課長

委員仰せのとおり、コロナ禍におきまして、人や地域の一体感を醸成して、つながりや絆、そういったものを再生していくことは、まちの愛着を高めていくことを主眼に置いて展開しております本市のシティプロモーションにとっては大変重要な観点であるというふうに考えております。

こうしたことから、ウイルスに感染しないことを大前提に心を寄せ合うプロモーション、つまり離れてつながるプロモーション事業の展開に現在努めているところでございます。

今年度はまさに市民の一体感を醸成するために、まちのPR動画の制作を進めているところでございまして、コロナ禍においても市民がまちのいいところや魅力を再確認できるよう、脚本も工夫を凝らしているところでございます。

具体的には、市民や市内事業者から御紹介いただきましたお薦めスポットを中心に撮影場所を選定いたしまして、職員で構成いたしますワーキングチームと市民サポーターに応募いただいた出演者とスタッフとがグループに分かれて撮影を行うほか、多くの市民に3密を避けて関わっていただけるよう、ビデオカメラや携帯電話で撮影した動画素材を御提供いただき、これらを活用した動画を作成するなど、市民と市職員が協働しな

から作業を進めているところでございます。

完成した暁には、携わっていただいた方を対象に完成披露会の開催も視野に入れておりました。こうした取組を通じて、市民と行政、地域と地域のつながりを強めていくながら、まちの一体感の醸成につながるシティプロモーション活動を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○小林委員

ありがとうございます。よく分かりました。

今やはり市民の方とそして職員の方が協働していわゆるまちのPR動画というところ、市民全体を巻き込んだというところがすごくいい取組だと思うので、ぜひ引き続きよろしくお願ひしますというところと、やはり私のコミュニティもそうなんですけど、やはり人と人とのつながりってというのが、やっぱりすごく今希薄になっていて、そういう中でのトラブルっていうところも若干出てきているんですね。

そういうところも踏まえて、やっぱり人と人をつないでいくっていうところに主眼を置いて、しっかりとシティプロモーションをやっけていただいて、やっぱり市民力を高めていただきたいというふうに思っていますので、ぜひその点も併せてよろしくお願ひいたします。

もう一点、少し毛色の違う質問でございます。

今やっぱり新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、いわゆるデジタル化、デジタル変革というところが急速に進んでいるというところで、例えば企業でいきますとテレワーク制度の導入とか、あるいはシステムのクラウド化、こういうビジネスモデルの再構築が行われているのが現状でございます。

そういった中で、光市でデジタル変革を強力に推し進めていくためには、やはり専門的な知識を有する人材の確保が必要というふうに私は考えております。そういった中で、今後、職員の人材をどのように進めていくのかという点と、職員にどのような行動を期待しているのか、この2点についてのコメントをいただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

#### ○藤井情報推進課長

自治体の情報化担当職員の確保、育成については全国的にも課題となっており、本市においても検討を進めていくべき課題の一つと認識しております。

人材開発に当たっては、デジタル改革を牽引していく高いスキルが求められる人材はもとより、庁内全体のスキルの向上とともに意識改革が必要と考えております。

新聞報道によると、東京都渋谷区では意識改革を図るため、様々な職員を対象とした計78回の研修を実施しております。また、国や県では様々な支援策を掲げており、財政的支援や派遣制度の運営、研修の定期的な開催などが今後も継続的に行われる見込みであり、そういった制度や研修についても活用してまいりたいと考えております。

先日もデジタル化に関する県主催の研修に対して、全ての部署を対象に参加の募集を

行ったところ、3名の応募があったことから参加させたところでございます。

次に、職員にどのような行動を期待するかについてでございます。

業務においては、紙をデジタル化しただけで業務のやり方が従来のままでは、業務の効率化も望めず、デジタル改革には至らないと考えております。総務省が示す資料にもございますが、自らの業務においてICTを活用した付加価値を創造できる、内部事務の効率化にとどまらず、市民サービスの向上につながる政策立案ができるといった、一歩進んだ視点を持ってデジタル化に取り組むことができる職員像が期待されるところでございます。

以上でございます。

#### ○小林委員

分かりました。一点、少し、例えば今のでいくと、内部人材の有効活用ということで今質問させていただいたんですが、例えば、高度なスキルを有しているような外部人材の登用、こういうところについての考え方はいかがでしょうか。

#### ○藤井情報推進課長

外部人材の登用に関する考え方について御質問をいただきました。

外部人材登用に対する本市の現状につきましては、一般質問で部長がお答えいたしましたとおり、現在、DX推進に向けた方向性についてまとめている最中であり、整理をしてみようとしているところでございます。

一方、国が示した自治体DX全体手順書によると、配置するポストや業務、業務に見合ったスキルを明確にすること、スキルについて情報処理に関する資格試験を参照することなどが示されております。こうした手順書の内容に留意するとともに、先進事例なども参考にしていきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○小林委員

ありがとうございます。考え方は理解ができました。

現状、まだどこも今から決まっていくところなんですけど、例えば、やはりいろんなAI、そしてビッグデータとかを使って、いろんなたくさんの膨大な情報を集約をして、次に大事なステップとしては、それを集約をして分析をしていく作業が必要なんですよね。その分析したものを今後のいわゆる行政のやっぱり業務のところに活用していかないといけないというところもあるので、ぜひそういう視点も踏まえて、外部人材の登用というところも少し考えていただけたらというふうに思います。

あともう一点、やっぱり業務の効率化をするためにデジタルを活用していくって非常に重要だと思っています。ただ、そこで一つ気をつけないといけないのが、やっぱり今どういう業務が行われていて、その業務の中でどれぐらいの工数がかかって、どういう課題があるのか。そういうのをしっかりと見極めた上で、その効率化というのを進めていただきたいというふうに思います。

私から以上でございます。ありがとうございました。

### 3 市民部関係分

#### (1) 付託事件審査

##### ①議案第 46 号 令和 3 年度光市一般会計補正予算（第 6 号）〔所管分〕

説 明：藤本収納対策課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

##### ②議案第 47 号 令和 3 年度光市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

説 明：中田市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

##### ③議案第 49 号 令和 3 年度光市後期高齢医療特別会計補正予算（第 1 号）

説 明：中田市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

#### (2) その他（所管事務調査）

##### ○河村委員

コミュニティセンターの椅子とか机とか備品とかがあると思うんですが、耐用年数とかあるいはその入替え等についての定期的なといいますか、計画はどのようにお持ちですか。

○高橋地域づくり推進課長

コミュニティセンターの備品に関して、買換えの時期等についてということでございますが、テーブルとか椅子とか、それ以外のものについてもですけれども、例えばテーブル、椅子につきましては折り畳み式の脚の不具合、それから天板や座面の傷み、こういったもので使用に耐えないものについて、これにつきましては予算の範囲内で状態の悪いものから順次更新ということにしております。

以上でございます。

○河村委員

できれば、償却が何年かは分かりませんが、そういったものに合わせて予算というのは計画的に執行されるんだと思っておりますが、そういう計画はない。毎年何かそういった不具合についての点検をされておるといふことなんでしょうか。

○高橋地域づくり推進課長

状態の確認につきましては、机や椅子については、各コミセンの職員、それから大きな備品等につきましては、そのコミセンからの申出によって地域づくりの職員が確認ということを随時行っております。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。できれば全体的な、相当数の数がありますから、定期的にですね 10年、あるいは 20 年経つのか分かりませんが、そういったサイクルを基に計画をさせていただいたらと思いますので、よろしく願いをいたします。

それからマイナンバーの登録なんですけど、一番新しいところで今どのくらいの登録者がおつてですか。

○中田市民課長

マイナンバーカードの登録の状況の最新版ということでございます。

8 月末現在で申し上げますと、交付率が 44%でございます。

○河村委員

テレビなんかを見ていると、保険証でありますとか、あるいは免許証というような類と同じような形で使えるというような話が出ておりますが、どういった見通しといたしますか、そのあたりについてちょっと教えてください。

○中田市民課長

保険証利用につきましては、この 10 月から運用開始ということで、今、プレ運用という形で行っているところでございます。

それ以外につきましては、所管が異なりますので、私のほうからはお答えできないと

いうところでございます。

以上でございます。

○河村委員

ということは、令和3年度の保険証は、今までの切替えの保険証と合わせて、マイナンバーカードの中に自動的にその保険証が入っていくんですか。申告して入れてもらうとか、そのあたりを一緒に。

○中田市民課長

マイナンバーカードを保険証として利用するには、マイナポータルサイトというところを通じて登録をしていただくと。それによって、保険証としての利用が可能になるというところでございます。

以上でございます。

○河村委員

もう私はマイナンバーをもらって随分年数たっておるんですが、そのポータルサイトというところへ今から新しく登録をするということになるわけですか。そこへ登録すれば、マイナンバーカードが保険証になると。今までの保険証は今までどおり送ってくるということになるんですか。

○中田市民課長

しばらくはといいますか、いつ完全にマイナンバーカードになるかというのはまだ不明なんですけども、並行してしばらくの間は送ることになります。

○河村委員

優しく教えてもらえたらと思うんですけど、ポータルサイトに今持っている人は登録しなきゃいけない。登録したら、そこで自動的にマイナンバーの中に保険証が入ると。その登録するには、どうするんですか、市役所からそういう通知が来るんですか。

○中田市民課長

登録するには御自身でしていただくことになるんですけども、市役所のほうで国民健康保険の対象者でありますとか、後期高齢者医療の対象者の方であれば、職員のほうが一すみません、マイナポータルサイトの端末というものが市役所にも設置してありますので、そちらに職員も赴いて、一緒に登録のほうをさせていただき支援はさせていただいております。

○河村委員

分かりました。保険証のほうは一応この8月が切替えだったですかね、ですから新しい保険証はそれで使えると。今のマイナンバーのほうへ登録をポータルサイトで、市役

所のほうで登録をすれば、その中に自動的に保険証が入るということでもいいですか。

○中田市民課長

保険証が入るというふうなイメージで捉えていただいても構わないんですが、要は保険証としても利用できるような状態にマイナンバーカードがなるというようなイメージで捉えていただけたらと思います。

○河村委員

分かりました。免許証のほうはまだこれから、そういった1年か2年かのうちには、そういうときが来ると。それはあくまでも警察のほうで登録をするということでもいいですか。

○中田市民課長

そのように理解していただいて結構です。

○河村委員

分かりました。

今、住民票とかいろんな手続をコンビニでするようになりましたが、コンビニにどのくらいのお金が今支払いをされるようなのですか。

○中田市民課長

コンビニ交付に係る光市から支出というところでの御質問と思います。

まず、令和3年度予算で申し上げますと、コンビニ交付事務委託料とコンビニ交付運営負担金、こちらの2点がございます。

まずコンビニ交付事務委託料でございしますが、こちらが各種証明書のコンビニ交付時に、コンビニに設置している専用の端末に手数料の200円を投入して、証明書を取得するということになるわけなんです。そのうちの83円が光市の手数料として歳入され、残りの117円、こちらがコンビニ事業者等に委託手数料として支払うこととなっております。令和3年度では42万1,000円の予算を確保しております。

一方で、コンビニ交付運営負担金、こちらはコンビニ交付の運営主体となる地方公共団体情報システム機構、こちらに対しまして人口規模に応じて支払う運営負担金でございまして、令和3年度予算では272万8,000円を確保しているところでございます。

以上の2件で合計しまして314万9,000円になります。

○河村委員

コンビニそのものには42万1,000円ということでもいいですね。

それから税金の今算定をするのに航空写真を使っておられるかと思いますが、最近はドローンか何かで随分、どこに行ってもドローン、ドローンというような話なんです。そういった展開というのは来ているんでしょうか。

○杉本税務課長

委員仰せのとおり航空写真撮影用のドローンがあり、セスナ機による撮影より低コストで済むと思われませんが、ドローンの飛行高度は低く、本市の場合、事業者によるセスナ機の撮影高度が約 1,400mから 1,600mであり、市街地全体などの撮影範囲が広大な場合はドローンでの撮影は難しく、また、法令上の制限も多いことから、本市では今のところセスナ機による航空写真撮影を事業者によって行っております。

以上でございます。

○森戸委員

三島コミュニティセンターの整備計画、今年1年の目標と今どのぐらいのところまで進んでいるのかをお願いします。

○高橋地域づくり推進課長

三島コミュニティセンターの整備の進捗状況と今後のことということですが、本年度は整備計画を策定する予定となっております、現在、策定に向けて業者を選定し、現状の課題の整理や整備予定地の選定に向けた調査等、計画策定に向けた作業を進めております。

また、昨年度の地域住民の皆さんを対象に実施したワークショップ、こちらにつきましても、新たにコミュニティ協議会としての意見聴取も行うこととしておりまして、そういった意見等も踏まえ、今年度中の計画策定に向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

では、まだ地域との話合いというのは、まだほとんどされていない状況ですね。今年度中ということで理解をいたしました。

以上です。

○小林委員

ひとり一人の多様な幸せを実現するデジタル社会に向けてということで、誰でもどこでも、均一した行政サービスを受けられるデジタル環境の整備というものが不可欠というふうに考えております。

市民のよりどころの一つであります、コミュニティセンターのIT環境の整備状況について教えてください。

○高橋地域づくり推進課長

コミュニティセンターのIT環境の整備状況ということでございますが、現在、室積、光井、浅江の3館でフリーWi-Fiを導入しております。なお先般、各コミュニティ

センターに調査をいたしましたところ、貸館の利用者からフリーWi-Fiの新規設置に関する御要望をいただいている館もございましたことから、今後地域からの声も踏まえまして、各コミュニティセンターへのフリーWi-Fiの導入について研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○小林委員

ありがとうございます。今、御答弁にありましたとおり、やっぱりその利用者とか、あるいはその地域の方からの声というのはしっかりと拾っていただいて、よりよい環境というものを整備していただけたらというふうに思います。

あと、いわゆるやはり今からDXを推進していく中で、やはり地域、あるいは出張所、それから本庁とかそういうところをしっかりとつないでいくデジタルインフラの整備というものが重要だと思っていますので、先を見据えたこういう整備というところを積極的に対応していただけたらということをもう一つ要望を添えまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

#### 4 総務部・消防担当部関係分

##### (1) 付託事件審査

##### ①議案第46号 令和3年度光市一般会計補正予算(第6号)〔所管分〕

説 明：加川総務課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○仲小路委員

おはようございます。

選挙の関係の10ページなんですけれども、先ほどポスター掲示板設置撤去委託料というのが415万1,000円ありますけれども、これは県議会と県知事と同じ場所にやるとは思うんですが、同じ金額で、割引とかはないんでしょうか。作業としては同時にやるとは思うんですが、同じ額なんですか。

##### ○松村選挙管理委員会事務局長

ポスター掲示場の設置撤去委託料につきましては、市内を3地区に分割して入札で行っておりますので、割引といたしますか、入札による価格で決定をすることになります。以上でございます。

##### ○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

もう一件ですけれども、下から4行目の開票用機器設置調整委託料ってありますけども、20万4,000円ですが、これは県知事と参議院は7万2,000円だったんですが、20万4,000円という、これだけ高いんですが、何か理由がありますでしょうか。

##### ○松村選挙管理委員会事務局長

この開票用機器設置調整委託料につきましては、県知事選挙で使用する分につきましては当初予算で予算を組んでおりまして、今回増額をするのは県議会議員選挙に係る部分の費用になりますので、合計としてはあまり変わりはないかと考えております。

##### ○仲小路委員

確認ですが、県知事のときが7万2,000円で、これが増額で20万4,000円ということで、通常よりは多くかかるということで理解してよろしいですか。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

##### ○仲小路委員

それでは、先ほど確認しました10ページの下から4行目の開票用機器設置調整委託料ですが、県知事あるいは参議院の場合は7万2,000円ですが、これが20万4,000円

ということになってますが、内容について、分かれば教えてください。

○松村選挙管理委員会事務局長

この開票用機器設置調整委託料につきましては、投票用紙自動読取機の設置調整に係る費用でありまして、参議院議員の選挙、それから知事選挙におきましては同じ業者の機器を使用するという事で、約7万2,000円の費用と算定しております。

今回、県議会議員選挙で使用するものにつきましては、他社の投票用紙読取機を使用するため、費用が変わっているものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

○河村委員

12 ページの消防団のほうですが、LEDのヘッドライトというふうに言われたと思うんですが、これは電池式ということなんでしょうか。どの程度の寿命を考慮しておられるのか。

といいますのも、最近では、活動範囲といいますか、回数が随分減ってきておりますが、そうは言いながら、いつ何時、何があるか分かりませんので必要なものは必要だと思うんですが、何年か先の出動といったときに、万が一というようなこともありますので、その辺りのところをちょっとお尋ねしたいのと、これ、1人1個ずつ皆配布なんですか。団に何人という人数割りですべておられるのか、その辺りのところも一緒に説明してください。

○中原消防担当課長

河村委員から、3点ほど御質問頂いたかと思えます。

まず、電池式かということなんですけど、単3の電池を3つ使用するものとなっております。

それから、寿命はということの御質問がありましたけれども、このヘッドライトにつきましては災害活動時に使用しますので、一概に寿命ということはお答え申し上げられませんけれども、メーカーの保証期間で申し上げますと2年ということになっております。

それと、数ということですが、このたびは130個を整備いたします。この130個の根拠につきましては、消防団につきましては、消防団長から団員までの7つの階級に分かれているわけでありまして、班長以上の方がおおむね130人いらっしゃいますので、その数を整備しようとするものでございます。

以上でございます。

○河村委員

寿命が2年ということであれば、LEDなんかでも定期的に換えますよね。ちゅうのは、いつ要るか分からんときに使えんということはあっちゃなん話なんで、そういった意味合いで言えば、もしも寿命が2年というんなら2年に1回は電池を取り替える。ちゅうことは、支給するということになりますので、その辺りはお含みおきをください。

それから、班長以上というのがどうもちょっと理解できんですが、実際にライトをつけて作業される方というふうにするのか、現場で指揮を執るほうというふうにするのか、その辺りの整理はついてないんですか。

#### ○中原消防担当課長

このたび、班長以上に配布したということですが、今後につきましては当然、今回、消防基金を使った安全装備品の助成事業を活用して整備するわけでありまして、そのほかにも自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業もあります。こういったものを活用して、基本的には女性消防隊員を除く全団員に整備しようと、配備しようとするものであります。

以上であります。

#### ○河村委員

全員に配備ができれば、名前でも書いて管理をしていただければええわけですが、その間に何年かかるか分かりませんので、その辺りの利用方法というのはしっかり検討していただいとけばと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全員一致「可決すべきもの」

#### (2) その他（所管事務調査）

##### ①光市防災指令拠点施設基本設計（案）

説 明：小熊防災危機管理課長 ～別紙

質 疑

#### ○河村委員

3 ページの2 番のカ、南北に擁壁を設け、南側の擁壁は分かるんですが、北側の擁壁ちゅうのはどんなものなんですか。

#### ○小熊防災危機管理課長

北側の擁壁でございますが、これは、先ほど敷地全体をフラットに基本的にはするということで、北側のほうは現況の道路と敷地に大分高さに差異が出てまいります。その

ために擁壁を設置するというような格好でございます。

○河村委員

市道に合わせて土地の高さを決めるということではないんですか。ちゅうのは、現行は市道ですが、結構狭隘な道路で、非常時には車両がすれ違ったりするためには通常6.5mぐらい必要なわけですが、そういったことを考えたら、市道をちょっと反対に削るのか、同じぐらいのフラットな状態をつくったほうがいいような気がするんですが。

○小田総務部長

2 ページの平面図のほうで御説明をいたします。

上のほうに止まれというふうに書いてあるところの途中までが、現行の市道のラインであります。点線が打ってあるところからセットバックをして、おおむね6.5mの確保をした上で敷地をセットするんですが、車の出入口が、下のほうの6mというふうに書いてあるところがあると思うんですが、そちらとここの段差が相当な高さの差がありますことから、これをフラットにすることが難しい状況がありますので、上と下、それぞれ擁壁を組んで、道路とは差ができますが、道路の拡幅は可能なだけの用地を確保しているところでございます。

以上です。

○河村委員

もう一点、3点目の給排水、雨水は敷地東西に排水するというふうにあるんですが、そうすると今の基幹型防災倉庫と言われるところから東へ排水するというのは、市道金山線に排水するという解釈なんですか。

○小熊防災危機管理課長

東西というのが、敷地の東西に側溝が敷設されておりますので、そちらのほうに分かれて、排水をするような格好になろうかと思えます。

以上でございます。

○河村委員

先般も、側溝の臭いがするというんで調べたら、ちょうどこの今の市道金山線の突き当たりの東側の排水ではあったんですが、排水が途中で止まっちゃうんですね。止まっちゃうちゅうのは、物が詰まって止まったんじゃなくて、故意に金山川のほうへ排水を取ってあるんですね。おかしいのうと思ったら、そこへ物が滞留したり泥が滞留したりするんで、当然臭いが出てくるんで。その辺りのところもしっかり排水対策は、ここは特にもともとが水気の多いところですから、注意をしていただくようお願いをしておきます。

それから、防災無線が聞こえないという御意見が結構多々あるんですが、今回のこれをして移設をすることで、何か解消策みたいなものは考えておられたんですか。

○小熊防災危機管理課長

防災行政無線の聞こえに対しての対策ということでございますけれども、先ほどご説明申し上げた総合防災情報システムの中で、それを解決するような方策というのは特段予定しておりません。

以上でございます。

○河村委員

聞こえないという話がずっといつまでも続くというのはあまりいいことではありませんので、そういったところの対策も、お金を使うときはぜひそういったことの不安もなくすというのを一つのあれにさせていただくようお願いをしておきます。

以上です。

○中村委員

一般質問の中でも申し上げたんですが、もう少し詳しくということで何点か質問させていただきます。

総合防災情報システムの件についてなんですけれども、一般的な総合防災情報システムと今回の新しいシステムとの違いをもう少し具体的にお願いしたいと思います。

○小熊防災危機管理課長

総合防災情報システムについては、市町によっていろんな形態がありますけれども、一般的には情報収集、共有、分析、発信といった基本的な機能を備えたものということでございますけれども、本市のシステムとの主な違いということでは、まさにシステムの特徴という部分になろうかと思えます。

特徴につきましては、先日の一般質問での部長答弁にもございましたけれども、情報分析機能におけるA I 技術を活用した災害予測などが挙げられるところでございます。

具体的に申し上げますと、予測機能については、まだ開発段階の事業者が多いこともありまして、予測地点が水位局等に限られるものや、予測時間が6時間程度先までといったものが多い状況の中で、本市のシステムについては、A I によるモデル解析を行い、最大 36 時間先までの河川水位や洪水・高潮の危険度の予測が可能です。また、土砂災害につきましては、気象庁の1 km メッシュよりも細かい 250mのメッシュで6時間先までの危険度の予測が可能です。

こうした災害リスクの予測に加え、台風の予想進路、予想気圧と過去の台風との類似性をA I で比較をし、今後起こり得る災害事象を予測する機能というA I 関連の特徴のほか、ドローンからのリアルタイム映像の視聴という点が挙げられるかと思えます。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。すばらしいシステムになるということは分かったんですけれ

ども、設備自体が新しくなったとしても、扱うときに、まず、そのときに扱えないっていうことになるという意味がなくなるので、いざというときに。扱う職員の方の今後の研修とかがまた必要になってくると思うんですけども、その辺りはどのようになっているのでしょうか。

#### ○小熊防災危機管理課長

委員ご指摘のとおり、システムは単に導入するだけでは意味がありませんので、システムの能力を最大限に活用するためには、操作する職員の育成は重要なポイントというふうに認識をしております。

まず、システムの構築段階におきましては、システムを操作する防災危機管理課や建設部、それから経済部の職員を中心に、構築段階に応じて随時、テスト機の操作を体験しながら操作イメージを持ってもらいます。

そして、運用開始前に当たります試験運用段階においては、災害対応時の一連の動きを想定した操作研修、これを実際に操作する部署の職員を対象に行ってまいります。

また、導入後におきましても、システムに搭載する訓練モードを活用した研修を毎年度定期的実施をし、災害対応時に適切にシステムの操作ができるよう、職員の育成を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○中村委員

いざというときに使えないということになると意味がないので、ぜひよろしく願いいたします。

あと、先ほども言われたドローンを使つてのということがあったんですけど、ドローンを使うときのイメージをよろしかったら教えていただきたいと思います。

#### ○小熊防災危機管理課長

主な使用のイメージということになりますけれども、例えばということで、風水害の場合であれば、風雨がある程度収まった後に、浸水や土砂崩れの範囲、それから周囲の状況といったような被災の状況について、職員がドローンを使用して上空から俯瞰映像等を撮影いたします。そして、その映像を災害対策本部に設置するマルチモニターに映し出すことで、現場と本部がリアルタイムで情報を共有するというようなイメージでございます。

これまでの写真等による報告では、なかなか見たい場所が写ってなかったり、違う角度の写真が欲しかったというようなことがあります。リアルタイムでの映像表示が可能となることで、本部から、もう少し広範囲に映してほしいとか、あとはさらに上流まで映してほしいといったような指示を直接出すことができますので、そのときに必要な情報を的確に把握することができるようになるものというふうに考えております。

以上でございます。

○中村委員

ありがとうございます。イメージできました。ありがとうございました。

最後に1点なんですけれども、用地取得の件なんですけど、順調に進んでるという話なんですけれども、具体的なスケジュールを教えてくださいと思います。

○加川総務課長

それでは、庁舎の敷地に関することですので、私のほうからお答えをいたします。

用地取得につきましては、6月の本委員会でもお答えを申し上げましたとおり、土地収用法に基づく事業認定を行った上で進めることとしておりますけれども、基本設計の確定により事業認定の申請に必要な配置図等の図面が整いますことから、本委員会終了後、速やかに具体的な手続に着手をまいります。

スケジュールにつきましては、議会のほうからも早期の用地取得について御要請を頂いていることも踏まえまして、できる限り最短のスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

まず、利害関係を有する方を対象に、事業目的や内容についての説明を行うための土地収用法に基づく事業説明会を10月1日に開催したいと考えております。

なお、これに関連して、同法施行規則に基づき、事業説明会の開催に関する地方新聞への公告を明日行うこととしております。

また、事業説明会の開催後は、地権者の方と具体的な交渉を進めてまいるとともに、10月中旬を目途に県知事に対して事業認定の申請を行い、順調に行けば、11月中には事業認定に至るということとなります。

その後、地権者の方の税控除等に関して税務署との協議を行い、年明け早々には地権者の方と売買契約を締結できるものと考えており、また地権者の方には、遅くとも来年6月頃までには建物や工作物を撤去の上、土地の引渡しを受けたいというふうと考えております。

以上でございます。

○中村委員

スケジュール、よく分かりました。ありがとうございます。市民の命を守る大切な施設になっていくと思いますので、今後とも引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございます。

以上です。

○西村委員

総合防災情報システムについて、もう少し理解を深めるために何点か質問をさせていただきます。

まず1点目なんですけれども、この総合防災情報システムについて、建設技術研究所山口事務所が優先交渉権者というふうになっておるんですけれども、こちらの会社がほ

かの自治体で導入してるような先行事例というのはありますでしょうか。

○小熊防災危機管理課長

導入実績ということでのお尋ねでございます。

こうした総合的な防災情報システムについての市町レベルでの導入実績はございませんけれども、関東地方整備局や四国地方整備局といった国の機関であったり、茨城県、群馬県といった自治体等において、河川監視等に関するシステム、それから複数の機能を統合した災害対策支援システムの導入実績がございます。

参考までに申し上げますけれども、こちらはシステムではございませんが、県の島田川水系の浸水想定区域図は、同社が山口県より委託を受け作成したものでございます。

以上でございます。

○西村委員

総合的なものというより、部分的にいろんなところで実績があると。たまたま島田川の浸水の分を担当してるとこということで、この辺りに関する知見というか、ノウハウもあるということだと思います。

ただ、先ほど中村委員のほうからも、いざというときに扱えないと意味がないと、研修のお話があったかと思うんですけれども、こういう初めて導入するシステムということだと、私の経験上、結構、独自仕様とかによる小さなバグであったり、例えばドローンからの映像連係であったりとか、ユーザーインターフェースがすごい見にくくなったりとか、そういったところにすごい小さなバグやトラブルというのがすごく多く出てくるんじゃないかなというふうに予想してます。

今回、先ほど、システム構築は各担当課と協力をしながらやっていくというふうなことでもあったので、その辺り、システムのバグであったり、いざというときに使えないということがないように、しっかり情報を共有しながら進めていただければなというふうに思います。

また、先ほど言ったように、使用する側にとって最終的に、バグは解消されたけれどもユーザーインターフェースがすごく使いにくいと、どこにどのボタンがあるか分からないというようなことっていうのも結構あると思うんですけれども、使う職員の皆さんにとって使いやすいかどうかというのを実際に意見を集約しながら進めていく必要があると思うんですけれども、その研修以外に、システム的な意味で、そういった意見は吸い上げながらシステム構築を行っていくというふうな認識で間違いはないでしょうか。

○小熊防災危機管理課長

使いやすいシステムになるようにというところと、あとはバグの対策といったところがございます。確かに、委員ご指摘のとおりでございます。

現在、構築体制につきましては、先ほどの研修ともかぶってはきますけれども、操作をするということで、防災危機管理課だけではなくて、建設部や経済部、それからシス

テムの専門部署であります情報推進課の職員を中心に構築作業に取り組むというふうにしております。

構築段階に応じて、関係部署からも意見を聞くこととし、実際の使用を想定した使い勝手のよいシステムとなるように、庁内関係部署と共同して構築を進めたいというふうを考えております。

以上でございます。

#### ○西村委員

分かりました。本当はかなり細かいところまで、システムというのは不具合であったりそういうのが出てくると思いますんで、しっかりと時間をかけてシステムを構築していただければと思います。

最後にもう一点質問なんですけれども、これも私の経験上の話にはなるんですけれども、こういったシステム、今回のシステムは気象の予測であったりとか、そういった能力にすごく特化してる特徴があるというふうなことなんですけれども、例えばこういった予測のデータというのは、一般に公開できるようなものなのかどうかというのを伺いしたいです。

というのも、あくまで独自の予測のデータになるので、例えばそれを基にした責任の問題であったりとか著作権であったり、そういった問題とかも出てくるかなというふうに思ったりもしたので、実際のこの予測データというのは市民に公開することができるのか、その辺りを教えていただければと思います。

#### ○小熊防災危機管理課長

システムの予測結果についてでございますけれども、これは市のほうが避難情報の発令等を判断するために参考とする資料の一つになります。建設技術研究所という企業が開発したシステムの独自の解析モデルによるものでありますし、その予測の精度につきましても、今後システムを運用していく中で検証を重ねていく必要がございます。したがって、予測結果につきましてはあくまで内部資料として取り扱うことといたしまして、予測結果を公表するという事は考えておりません。

以上でございます。

#### ○西村委員

分かりました。

#### ○小田総務部長

すいません。ちょっと補足なんですけど、これ、知的財産——御存じのように——にも該当しまして、光市の災害情報の発令に関する情報提供という形での提案を受けておりますので、こちらが公表することに関しては相手方の同意が必然になりますので、その辺の知的財産の権利上の問題も生じてくるものと考えております。

以上でございます。

○西村委員

すいません。ありがとうございます。中には、新聞の記事とかにもあったように、結構予測精度がいいですよというふうに書いてあったので、その辺り、自分たちもその予測データを見れるというふうに思われてる方も中にはいるんじゃないかなというふうにちょっと推察されましたんで、その辺りの周知は併せてよろしく願いいたします。

以上です。

○森戸委員

基本設計ということで、ちょっと基本設計とはずれてくるかも分からないんですが、その他のところなので御容赦頂けたらと思います。

同時期に三島のコミュニティセンターが完成をしてくるような流れだろうと思うんですが、多少のずれがあろうかと思いますが。実際に浸水をしたり、被災をしたところの公共施設とどういうふうに連携を取っていくというんですかね、ここの防災指令拠点、連携というか、連動というか。その辺の何かお考えがあれば、お示しを頂けたらと思います。

○小熊防災危機管理課長

直接連携というよりは、避難所情報、それから被災の状況とか、防災情報システムの中で操作する職員、これは権限によって見れる見れないというところを設定していくようにはなるかと思いますが、その辺の情報を避難所の担当職員が見れるような格好にはなってくるかと思いますが、その辺の情報を必要に応じて避難所のほうで提供するといったようなことが考えられるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。特に浸水、相当な件数があつたところでございますので、連携できるところは連動できるような形を取っていただけたらと思います。

それと、この建物自体、整備に関してなんですが、要は新しい公共施設を整備をするとき、備品の購入とか物品の購入とか材料とか照明等も含めて、より維持管理しやすいもの、環境負荷の低いもの、ランニングコストがかかりにくいもの、そういうような観点で整備をしていくことが必要かなと思いますが、その辺のところは、今後のことになろうかと思いますが、ぜひ心がけていただきたいと思うんですが、何かコメントがあれば。

○小熊防災危機管理課長

まさに実施設計を行っていく中で、その辺は適切な設備あるいは備品類を選定してまいりますというふうに考えております。

以上でございます。

○森戸委員

今回、太陽光の発電設備の整備をされると思いますので、それはとっても素晴らしいことだと思いますので、それ以上にLEDの面とか環境負荷の低いものにこだわって、ぜひ選定をしていただけたらと思います。

以上です。

○河村委員

さっき、土地収用の説明会をするというふうに聞いたんですが、地元の自治会長は知らんと言いよるが。

○加川総務課長

本委員会終了後に、地権者の方をはじめ、御案内を差し上げる予定としております。

○河村委員

何点かあるんで、順番にお尋ねをいたします。

最初に、消防水利のほうから行きましょう。

毎年、消火栓を取り替えておられるんですが、これは水道のほうでいつもやっておられるというか、工事に併せてやるんですが、何年かに1回、全部の更新のような格好で取替えをやっておられるのか。どうなんですか。工事するとき、たまたま消火栓があるところだと検査をして、不具合があるから取り替えておられるのか。何かそういう一つの基準をちょっと教えてください。

○中原消防担当課長

消火栓の修繕について御質問頂きました。

消防に必要な水利施設につきましては、消防法に基づいて基本的には本市は設置して維持管理していくということになっておりますけれども、そのうち、上水道に設置する消火栓については水道事業者が設置し維持管理するということになっております。

水道局のほうで毎年度、配水管の布設替え工事というのをやっております、それに伴って、併せて工事をしていると、取り替えているということが実情であります。

以上でございます。

○赤星消防担当部長

若干補足させていただきます。

何年に1回という御質問でございますが、一度に設置するということはございません。

ご質問の上水道の配管を引き直すときにやるのはなぜかというのは、簡単にいいますと、コストが相当違います。約2分の1ぐらいで済みますので、上水道の工事に合わせて行っております。

新しく水道を引くような地域がありましたら、私たちも意見を申し上げて、設置をしてくださいというような上申もしております。

簡単ではございますが、以上でございます。

#### ○河村委員

消火栓そのものが、構造的に壊れやすいものではないですね。今の水道工事をするときに取り替えるという意味は、安く上げるという意味では分かるんですが、要は必要もないのにほんなら取り替えるんかと。ちゅうのは、耐用年数というのがあって、20年を設定しておれば、その20年に来るところを、じゃあ、順番にお願いしますねというふうになっているというふうには今の答えで聞こえなかったんですいね。その辺りの対応策ちゅうのは基準があるんじゃないんですか。適当に皆やりよるわけ。

#### ○赤星消防担当部長

再度ご質問頂きました。

適当ということはございませんが、年々、道路の拡幅があつたりとか、例えば距離的に直線ではすごく近い距離にあるんだけど道路の反対側にあつたりとか、長い歴史の中ではそういう問題もございまして、何年という縛りはないんですけど、上水を引く計画が出たときに、消防サイドとしてはこちらにあつたほうがより望ましいとか消火活動がスムーズに行くということで動かしております、何年に一遍とか、決まりとか縛りとかいうのは今のところございません。

以上でございます。

#### ○河村委員

とすると、設置して例えば50年経過しても、そのまま継続しているということがあるとするならば、通常、新しくつくるちゅうのは分かるんよ。だけど、そうでないのに定期的に毎年毎年幾つか更新してますから、その辺りのところは、もしも必要でないものをやるとしたらちょっと無駄なような気がするんですけど。

#### ○中原消防担当課長

基本的に消火栓は、上水道が布設されたときに同時に設置されたものが多いですので、配水管の劣化と同じ程度、消火栓も劣化が進んでるということで配水管の布設替えに伴って消火栓を換えているということでございます。

以上でございます。

#### ○河村委員

分かるんよ。今言うたでしょう。50年、ほいじゃ、そのままほつたらかしにしようも使えるという消火栓であるならば、下の配管だけやり替えたならそれで済むじゃんという意味よ。

○赤星消防担当部長

再度ご質問頂きました。

ちょっと補足させていただきますけど、確かに委員おっしゃられるように、そういう消火栓もあると思いますが、水道局のほうも、配管そのものが古い順に計画して交換しておりますので、そこまで置き去りになったような消火栓は実際のところございません。以上でございます。

○河村委員

最後、ちょっとお願いしときます。もう最近は、管理のほうが結構、水道のほうでも、昔はどこへ埋まっちゃうか分からんというようなことがあったかも分かりませんが、今はもう全部いついつやったという管理をしてますので、そうすると、消火栓のほうもいつこれは取り替えたとかそういうこともしっかきもうできてるはずなんで、その辺りの管理を要は自分のとこでも一元的にできるように、ぜひしておいていただけたらと思います。

それから、先ほど、今の防災センターのところで、以前ちょっと本会議でお話ししたんですが、ここの駐車場の動線があまりよくない。役所の中でも事故があるし、当然、ここへ出入りされる市民の方についても事故があるんで、駐車場の今の線引きをやり替えてほしいという話をしちよったんですが、何か考えたことがありますか。

○加川総務課長

駐車場につきましては、ちょっと正確には覚えてないんですけど、何年か前に車両の大きさに合わせて若干駐車場の区画を大きくしたことがございます。その後は委員が言われたようなことはやっておらないわけですが、現状でも大分駐車場のラインが薄くなってきておりますので、あとは動線を示すような誘導矢印も含めて、これは整備を検討しているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

普通、環境事業課の車の出入り等もあって、できるだけ、そんなに飛ばす人はおっちゃあないとは思いますが、動線はしっかき取っていただくようお願いをしておきます。

それから、最近、職員の退職といますか。定年でなくて、若い職員の退職をされるようなケースがあるんですが、私的には安定した職業でええなど、こう思うたりするわけですが、その分、大変なんだろうなど。

退職理由について、何か確認をされてるようなことがありますか。

○加川総務課長

退職理由の確認につきましては、退職願の出た場合に、まずは各所管課において改めて聞き取り等をしっかきと行います。慰留をするケースもあるんですけども、慰留してもなかなか難しいというときに総務課のほうに退職願と一緒に上がってまいりまして、

改めて総務課のほうで退職の意向の確認、この辺りをしっかりやっておりますが、皆様、様々な事情により、なかなか翻意ということは難しいことが多いというふうには感じております。

以上でございます。

○河村委員

その中で、人間関係とかいろんな問題が恐らくあるのかも分かりませんが、その辺りのところはちょっとしっかり聞き取りをしといていただいたらと思います。

それから……。

○委員長

河村委員、まだあると思うんで、ちょっと1時間たちましたので、ここで休憩取らせていただいてもいいですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

それから、顧問弁護士の委託料というのがあるんですが、金額的には弁護士さんにすりゃ、大した金額ではないんですが、実際に弁護をお願いせんにゃいけん、裁判をするというときに、費用の関係なんですけど、通常は顧問弁護士さんに相談をして、本裁判に移行とかいう判断が出てくると思うんですが、そうすると当然その人に裁判をお願いするようなことになるんですけど、お金のやり取りというのは、その際、どういう加減というか、定価があってその定価なのか、その辺りのところはどういう形なんかなど。

この間もどこかの部署でたしか手付金が今 30 万円ぐらいなんかな、30 万円ぐらい払って、最終的に裁判が終わったら控訴したりすることもあるんで、そんなときにはお金の経緯というのは、裁判というのは普通考えると終わったときに最終的な支払いだと思っておったんですが、話によると1審が終わったら1審のお金、2審が終わったら2審のお金、裁判で勝ったときには裁判費用そのものは相手が持ったりするようなこともあるので、その辺のところをちょっと教えてもらっていいですか。

○加川総務課長

まず、顧問弁護士に関してですけれども、顧問弁護士に関しましては我々が業務を行う上で行政上生じた諸問題についての法律相談をさせていただいております。実際に訴訟等になった場合でございますが、顧問弁護士等の契約の中では訴訟等の際の正規の弁護料の対象となる業務は含まないということとさせていただきますので、訴訟等の案件が発生した場合は、別の料金で、別途契約という形での対応になるかと思っております。

この弁護士の費用につきましては、これというふうには決まったものはないというふうには聞いておりますが、一定の基準もあるというふうには聞いております。やっぱり着手

金であるとか、報酬金であるとか、この辺りで実際の経済的な利益の額によって決まるというふうには聞いておりますが、もう少し改めて調べさせていただきたいと思います。以上でございます。

#### ○河村委員

この間もなんか警察じゃったですか、今、県のほうで今消防のほうの新聞に載っていましたが、議決を、裁判をされたときに、要はそれを受けて裁判をするときに、通常議会の議決が要らないんですが、結審したときにお金が当然、正式な今度は費用として出ていくんで、そこで当然議会に報告をするわけですが、できれば早めにそういった報告については上げていただくほうが、後々にはいいかなと。不確定なものを出せというんではなくて、起こってしまったらどこかで聞けば最終的にはそこで確認はできるんで、要は確認されるときにはできればそういった報告をされるほうが、スムーズに運営するんではないかなというふうには思いますので、そういった対応をお願いをしておきます。

それから、ちょっともう一点というか、今回の審査にも関係することなんですが、総務じゃからちょっとお話をするんですけどね、今回の議案の第 50 号、給食センターなんですが、本来は条例だけでええんだと思うんですけど、規則をつけてくれたわけね。その規則にも（案）って書いちゃう。（案）ちゅうことは議会の議決を求めたということになるんですいね。その規則の中の別表というところに別表がないね。意味が分かるかね。通常なら庶務法令がおるんじゃから、その中でしっかり吟味をしていただくということになるんじゃないけれども、その辺りのところが分かります。

#### ○加川総務課長

このたび、議案第 50 号で光市学校給食費条例という形で、条例の御審議をお願いしておるところでございますが、施行規則については今後作る予定ということで、議案の参考資料という形で提示をさせていただいております。

これについては、最終的には市長が決裁をした制定するものでございますので、現時点でのこの条例だけでは見えてこない部分について、少し細則について参考としてお示しをしておるところでございます。

#### ○河村委員

人の話を聞いていないと思うけど、9 ページに光市学校給食条例施行規則（案）と書いてあるじゃろう、だからこれは参考資料ですというて書いちゃりゃ、参考じゃったかと、一応説明は聞いたんで理解はしちよるんじゃないけれども、（案）って書いちゃったら、同じように同意を求めたということになるんで、規則そのものの話になるから、その辺りの整理をしっかりしとかんと、文書をつかさどる総務なんで、どうぞ御意見を。

#### ○加川総務課長

この規則につきましては、8 ページのほうに議案第 50 号参考資料と書いておりますので、その延長線上ということでございますが、記載についてはまた検討させていただ

きます。

○小田総務部長

分かりやすくという趣旨でありますので、その辺は工夫をしたいと思います。ただ、今回の（案）というのは本体の条例が可決されないとこちらのほうできませんので、その関係で（案）とつけておりますが、記載の方式については今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○河村委員

いいです。

○森戸委員

何点かお尋ねをいたします。まず、1点が公用車、集中管理されている公用車の部分なんですが、公用車における電気自動車なんかの導入の考え方があればお示しをいただけたらと思います。

今、あいぱーく等で実際、市役所の中には1台あるかないか、そんなレベルだと思うんですが、その辺のところが分かれば教えてください。

○加川総務課長

集中管理車の電気自動車についてでございますが、車両は16台ございますけども、現在のところはございません。過去にリースで2台ほど所有していたケースがございましたけれども、なかなか1回の充電による走行距離が短いであるとか、充電時間を要する、あるいは価格が当時はまだ少し高かったということ、それからリースを受けた車両については、電池の性能がまだ低くて、エアコン使用時に走行距離が極めて短くなるというようなデメリット等もございましたので、その後は電気自動車の所有には至っておりません。

しかしながら、環境面はもとより非常時の電源としての有効性、こういったこともありますので、光市環境基本計画に基づきまして電気自動車をはじめとした次世代自動車の導入につきましては、日々技術も進化しておると思いますので、そういった動向を注視しながら研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森戸委員

9月議会の一般質問で、災害時の電源供給にもなるというところで、複合的な視点でというふうに環境にもお願いをいたしましたので、ぜひ、単価も下がってきていると思いますので、積極的な導入を進めていただけたらと思います。

それと1点、関連をして要は公共施設のLED化、この部分が150棟ぐらいのあって、そのうちの半分以上LED化しているのが6棟というようなところで、なかなか進んで

いない状況なんです、本庁でいうとどのくらいのレベルなのか、分かれば教えていただけますか。

#### ○加川総務課長

本庁舎で申し上げますと、照明が 685 基ございます。これを全てやるには財政面からも非常に難しいところがございますので、照明器具の照明を換えたときにつかない、要は中の安定器の故障がみられると、そういったケースにLEDに順次取り替えていくという手法をとっております。現状におきましては、総務課のところは浄書センターを移設するときに工事をやりましたので、その辺りを含めて総務課のところは 10 基、それから議員控室のところは結構安定器の壊れがあったんで、7 基というようなのも含めて、全体で 30 基が現在LEDでございます。今、現在のところ割合としたら 4.4%ということでございます。

以上でございます。

#### ○森戸委員

脱炭素に向けた流れの中にありますので、ぜひ積極的にさっきの公用車も含めて、まずは市役所、公共施設、そういうところからリーダーシップというか、範を示していただきたいと思えます。

次に、入札の関係で小規模修繕希望者登録制度の状況についてお尋ねをしたいと思います。

これは平成 24 年に議会で質問をして、25 年度から開始されたもので、これがどういったものかといいますと、市が発注する小規模な工事とか修繕とかをあらかじめ登録した事業者が発注することで、小規模事業者の受注機会を拡大しようというようなものがあります。金額は 10 万円未満の修繕工事で、入札が要らないといいますか、見積もりが要らないというようなことで、登録の制度ができたわけなんです、導入からかなり 9 年近くたっていますので、事業者が受注している金額と登録数ですかね、登録者の件数の状況が分かればお示しをいただけたらと思えます。

#### ○渡辺入札監理課長

小規模修繕契約希望者登録制度の運用状況についてお答え申し上げます。

小規模修繕契約希望者登録制度は、委員がお示しのとおり、市内の小規模事業者の受注機会の拡大を図るため、軽易な修繕で 1 件の契約金額が 10 万円未満の修繕を対象に、平成 25 年度から本制度を実施しているところでございます。委員からお尋ねの本制度の運用状況でございますが、令和 2 年度分の実績で申し上げますと、本制度への登録業者数が 16 業者、修繕の発注件数が 372 件、契約金額の総額が 1,028 万 2,572 円という状況となっております。

本制度の実施を開始した平成 25 年度と比較しますと、登録業者数が 2 業者の減、修繕の発注件数が 222 件の増、契約金額の総額が 584 万 2,336 円の増となっております、制度開始から昨年度までの 8 年間で全庁的に小規模修繕契約希望者登録制度が浸透した結果、

登録業者の活用が増加しているものと推察しているところでございます。今後につきましても、引き続き本制度の啓発を図り、小規模事業者の受注機会の拡大を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○森戸委員

制度をスタートした当初は、発注金額も低かったんですが、同年から9年たって受注の金額も倍増しているような状況でありますので、入札のこの制度の各所管における周知徹底が功を奏したんだと思いますので、引き続き周知徹底をしていただけたらと思います。かなり大幅に増額をされているということで、ありがとうございます。

次に、避難の関係についてお尋ねをしたいと思います。

内閣府は、避難先は学校や公民館だけではなくて、安全な親戚とか知人宅への避難も考えてほしいというふうに呼びかけております。これは分散避難という考え方で、通常の避難場所以外を候補とするものであります。コロナ禍では非常に有効な手段だと考えますので、今回もこういったケースが結構あったのではないかなというふうに聞いておりますので、周知も含めて必要ではないかと思いますが、お考えがあればお示しをいただけたらと思います。

#### ○小熊防災危機管理課長

まず、災害時の立ち退き避難先といたしましては、国のほうも先ほど学校とか公民館というのが最初に来ていましたように、市の開設する避難所が基本となるということでございます。ただ、今回避難先としてよく例示をされております親戚、それから知人宅といったところについては、コロナの感染経路が家族間での感染が多いというふうに言われている状況にある中では、なかなか感染リスク、それから避難する方、それから避難先となるお宅の方、双方の感情面を考えるとなかなか避難先とするには難しい部分があるのかなというところがございます。こうした課題もありますし、また県内他市の状況でございますけれど、こちら分散避難について現状においては積極的な周知は行っていないというような状況もございますので、周知に関しては今後の状況等を注視しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○森戸委員

市の指定をする避難所が第一の優先だとは思いますが、それプラスという選択肢の意味合いも含めてお知らせをいただけたらと思います。

もう一点、最後ですけど、地域での避難の支援についてお尋ねしたいと思うんですが、地域によっては立地上避難所に行くことができない場所、あるわけがございます。例えば周防とかなんですけど、そういった場合に近隣の自治会館とかお寺などを開放して、避難者に場所とか食事を提供しているケースがあります。こういった状況の把握と支援についての考えがあればお示しをいただけたらと思います。

#### ○小熊防災危機管理課長

まず、お寺とか自治会館など、地域で任意に利用されている避難所ということでございますけれども、市のほうではどうしても任意に利用されているということで、状況のほうを把握はしておりません。そうはいいながら命に関わることでございますので、災害に対して安全かどうか十分に検討していただいた上で、ご利用していただくというような必要があろうかというふうに考えております。

市としましては、やはり市が開設する避難所、これが災害の種別、それから状況等を踏まえて安全を考慮した上で開設する避難所を決定しておりますので、災害時においては市が開設する避難所への早めの避難ということをお願いしたいというふうに考えております。

それから、任意の避難所への支援ということでございますけれども、食料それから毛布等といった物資の提供については、市の開設した避難所での提供が基本でございますので、発災時における任意の避難所への提供のほうは困難というふうに考えております。しかしながら、平常時の備えという面では本市におきましては自主防災組織の活動に対する支援補助金がございます。そのメニューの中に資機材支援というメニューがありまして、非常食や保存水、あるいは毛布といった物資を購入して、地域の災害用の備蓄品とすることができますので、必要に応じてこの補助金を活用していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○森戸委員

ありがとうございました。実際に 30 年の災害のときもそうなんですが、今回の災害でも周防地区ではお寺に避難をされておられましたので、既にそういう状況が発生をして、どうしてもいけないというところだと思いますので、今の対応策をぜひ地域にお知らせをいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

#### ○小林委員

すみません、まず 1 点目なんですが、職員のさらなる安全意識の向上や、あるいはその安全確保につなげていくという必要の観点から、例えば公用車に対してドライブレコーダーの設置というところも必要だというふうに考えておりますが、見解のほうを教えてください。

#### ○加川総務課長

ドライブレコーダーにつきましては。職員の安全意識や運転マナーの向上、それから万が一事故が発生した場合の責任の明確化、あるいは近年多発化しておりますあおり運転等の交通トラブルの抑止など、職員管理それから公用車管理の両面から一定の効果が期待できる一方で、記録したデータに含まれる個人を識別できる情報の管理等の課題も

あると認識しております。現状では、総務課で管理しております集中管理車 16 台を含めて、庁内でもドライブレコーダーの設置はないというふうに伺っております。

これまで、先ほど申し上げたメリットそれからデメリット等を含めて、両面からの可能性について研究を行ってきていましたけれども、効果や課題をより具体的に検証するため、今年度購入する集中管理車 1 台について、試行的にドライブレコーダーを設置する方向で現在整理のほうを進めております。

車両の購入はこれからとなりますけれども、購入後は具体的に効果の検証や課題の整理など進めつつ、本格的な設置に向けての検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○小林委員

ありがとうございます。先ほどなんか課題というところでいくと、やっぱり個人が特定できてしまい、プライバシーの問題というところもございますので、そういう課題というところをしっかりと検証して、あとは試行的に導入をしていただいた効果というのをしっかりと見極めた上で、本格導入に向けたしっかりとした準備を進めていただけたらというふうに思います。

次なんですけど、地域のいわゆる防災拠点の中心となっておりますコミュニティセンターの資機材の確保状況、この点について教えてください。

#### ○小熊防災危機管理課長

コミュニティセンターの備蓄の資機材等の状況ということになります。本市のコミュニティセンター 12 か所のうち、災害用の資機材等を備蓄しているコミュニティセンターは室積、光井、浅江、島田、三島、周防、大和、それから牛島の 8 か所でございます。

主な備蓄品を申し上げますと、8 か所に共通するものとしたしましては、発電機、それから投光器、コードリール、毛布、担架などがございます。通常、自主避難所として開設をしております室積、浅江、大和、周防のコミュニティセンターについては、今の共通の備蓄品目のほかに、開設時に必要となります屋根つきのパーテーション、それからモバイル用の充電器、間仕切り用の卓球フェンス、それからロールマット、非接触式の体温計や消毒液などといったような物資を備蓄しているところでございます。

以上でございます。

#### ○小林委員

ありがとうございます。やはり何かが起こったときにしっかりと対応していくというためにも、いわゆる先ほど言った発電機とか、コードリールとか、いわゆる充電器とかそういうのも状況にやっぱり応じて必要なものをしっかりとブラッシュアップしていただきたいというふうに思います。

あと一点、例えば資機材の点検頻度とかこういうものについて、もしあれば教えていただきたいというふうに思います。

○小熊防災危機管理課長

点検についてでございますけれども、まず支所・出張所が併設となっておりますところについては、支所・出張所の職員のほうを実施しております。出張所等が併設となっていないところにつきましては、コミュニティセンターの方に点検のほうを実施していただいております。それから、点検の頻度でございますが、これは月1回でございます。点検結果のほうは防災危機管理課のほうへ書類で提出をされております。

点検内容につきましては、数量の確認とそれから発電機やライトといった資機材については動作の確認を行っていただいております。不具合等があった場合には修繕等を速やかに対応するといったような格好にしております。

以上でございます。

○小林委員

大変安心しました。しっかりと役割等、どういう内容が行われているかというのがよく理解できましたし、それをしっかりと徹底していただきたいというふうに思います。あと、先ほども少し申し上げましたが、やっぱり資機材というところが何かあったときにしっかりと対応できるように、やっぱ設備のブラッシュアップというところもそうなんですけど、必要に応じて設備投資のほうもやっていただきたいというふうに思います。

以上です。